

過去の「建議」における主な指摘事項（医療関係）について

○ 高齢者の患者負担の見直し

- ・ 低所得者には適切な配慮を行いつつ、70歳以上の高齢者の自己負担率を他の世代の負担率と統一していく

○ 保険免責制の導入

- ・ 一定金額までの保険免責制の導入

○ 食費・ホテルコストの取扱いの見直し

- ・ 療養病床はもとより一般病床に入院する者についても、食費・居住費について原則自己負担化

○ 高額療養費の見直し

- ・ 高額療養費の自己負担限度額の見直し

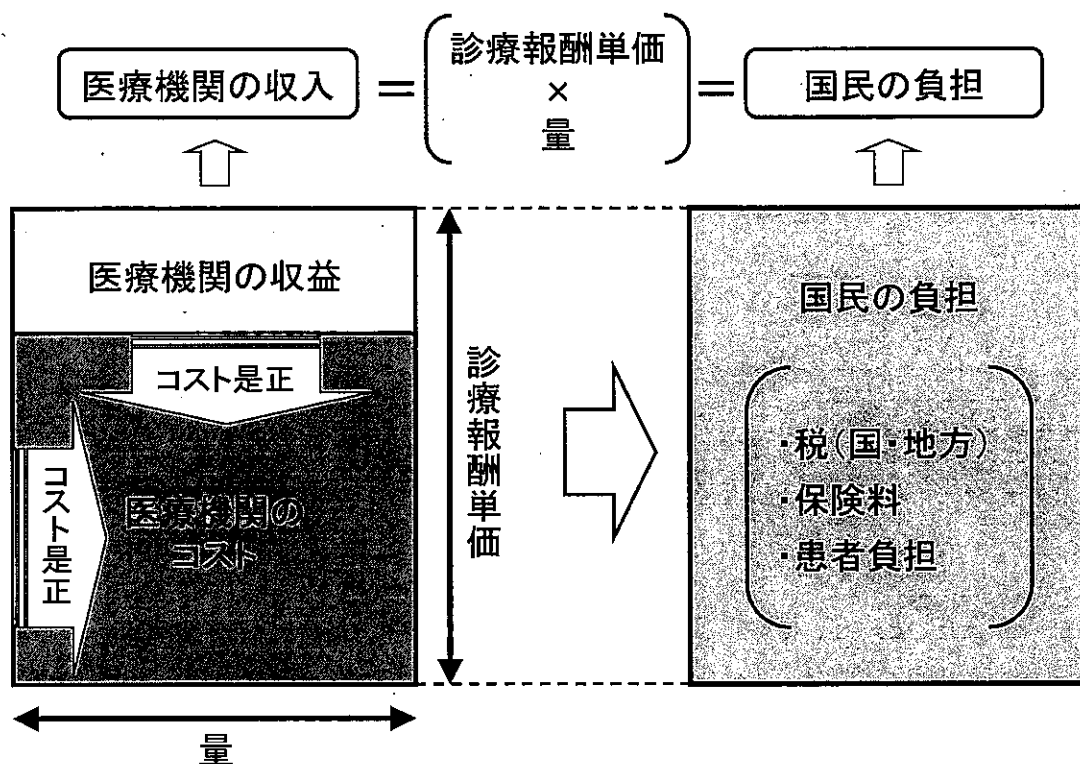
○ 先発品の保険給付の見直し

- ・ 後発品が存在する先発品について、公的医療保険給付は後発品の薬価の水準までとし、後発品との差額は自己負担とする仕組みの導入

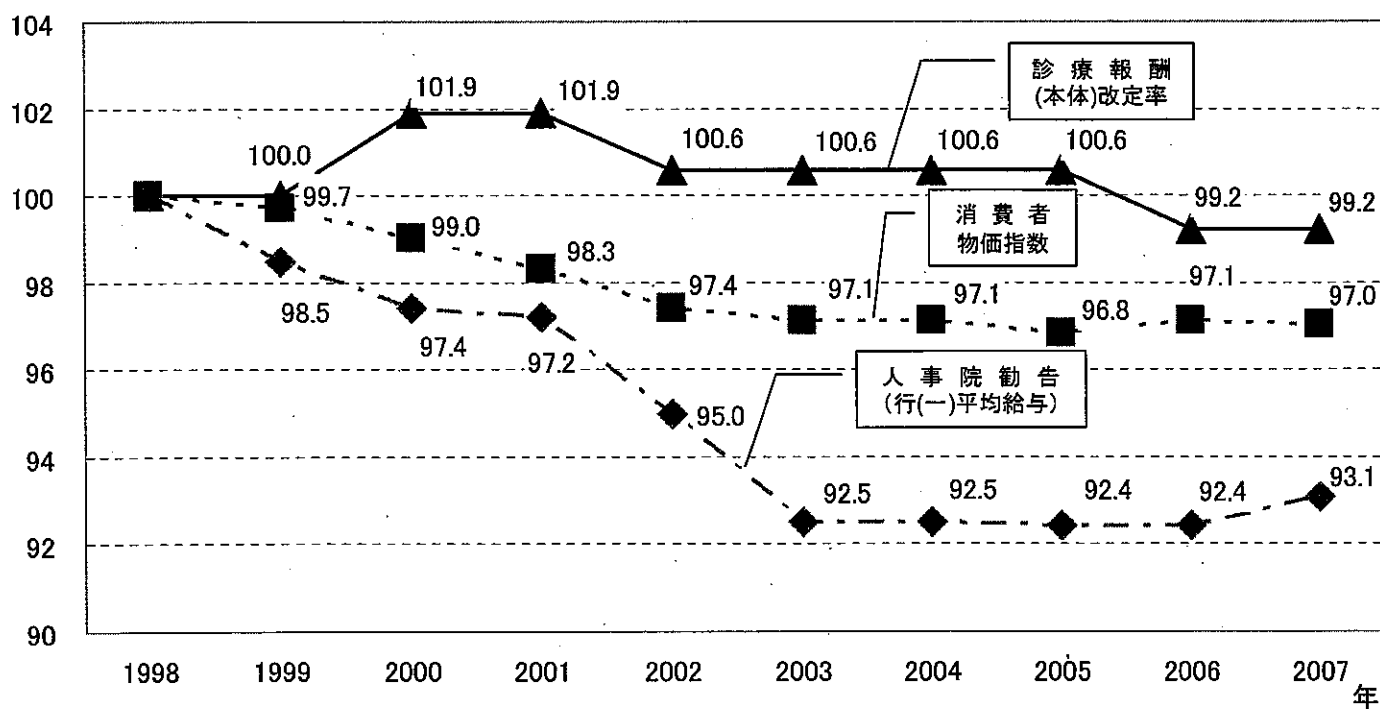
○ 市販類似薬の保険給付の見直し

- ・ 市販薬と類似の医薬品（非処方せん薬）を公的医療保険給付の対象外化

コスト是正と国民の負担との関係



近年の賃金・物価動向と診療報酬の推移



(注1) 1998年度を100とした時の推移。

(注2) 消費者物価指数は暦年。2007年は、1～9月の平均。

医療従事者等の給与について

1. 一般病院 常勤職員 平均給料月額等〔医療経済実態調査(2007年6月)〕

- 病 院 長 : 202.7万円(217.9万円) (注) () 内は賞与(1/12)を
含めた場合
- 医 師 : 100.8万円(117.9万円)
- 看護職員 : 33.8万円(42.8万円)
- 看護補助職員 : 20.0万円(24.6万円)
- ※ 一般診療所(法人等)の院長 : 209.4万円(211.0万円)
- 一般診療所(個人)の収支差額(≡開設医師の報酬等) : 233.7万円

2. 職種別所定内給与額〔2006年賃金構造基本統計調査〕

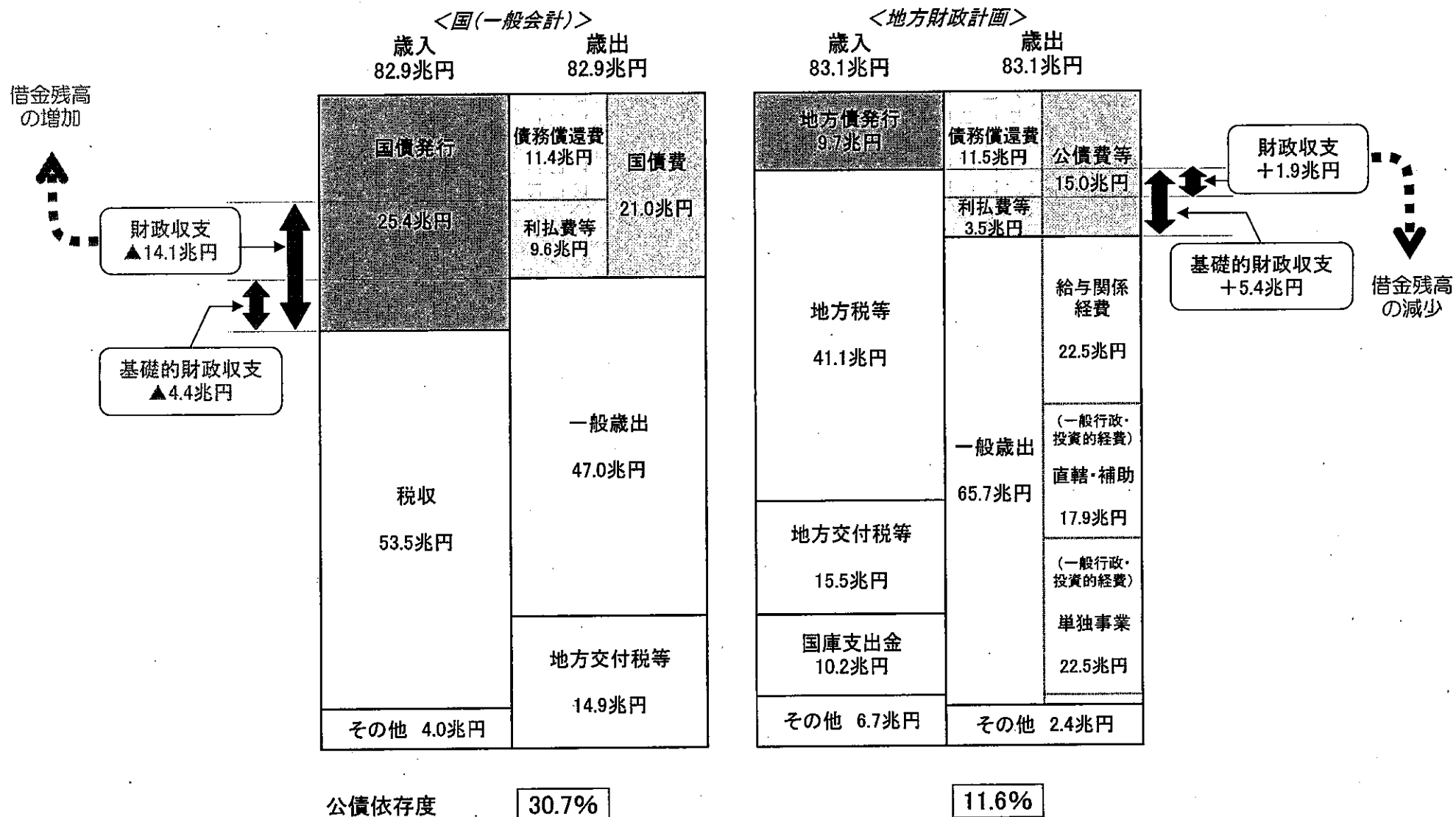
- | | |
|-----------------------|------------------|
| ○ 医 師 : 76.1万円 | ○ 全職種平均 : 30.2万円 |
| ・ 規模10~99人 : 95.7万円 | ○ 大学教授 : 66.3万円 |
| ・ " 100~999人 : 99.4万円 | ○ 大学講師 : 45.7万円 |
| ○ 看護師 : 28.3万円 | ○ 幼稚園教諭 : 21.8万円 |
| ○ 准看護師 : 25.3万円 | ○ 保育士 : 21.1万円 |

(注) いずれも10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所の平均。

保険者間の負担の公平化を目指す制度改革等の経緯

年	事 項	内 容
昭和 57 年	老人保健法の成立	○ 70 歳以上の老人医療費については、国（公費負担 30%）と各社会保険制度が共同して負担（保険者拠出金 70%）する。 ○ 保険者拠出金のうち、50%は引き続き各々の保険者に係る老人医療費の額を負担し、残りの 50%は老人加入率に応じて負担を調整（加入者按分率 50%）。
昭和 59 年	健康保険法改正法成立	○ 被用者保険者からの拠出金による退職者医療制度の創設
昭和 61 年	老人保健法改正法成立	○ 加入者按分率の引き上げ（昭 61 年 1 月 80% → 昭 62 年 4 月 90% → 平 2 年 4 月 100%）
平成 15 年	医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）	○ 保険者の自立性・自主性を尊重した上で、医療保険制度を通じた給付の平等、負担の公平を図り、医療保険制度の一元化を目指す。
平成 17 年	医療保険制度改革について（平成 17 年 11 月 30 日社会保障審議会医療保険部会意見書）	○ 国民が安心できる国民皆保険制度を堅持していくことが重要であり、そのためには、給付の平等、負担の公平を図る観点から、制度体系の見直しを行なう必要がある。
平成 18 年	健康保険法等改正法成立	○ 後期高齢者医療制度の創設 ○ 前期高齢者の財政調整の創設

国の予算と地方財政計画(2007(平19)年度ベース)



三位一体改革の影響額
(富山県試算及び総務省公表資料)

全国知事会(2007(平成19)年7月12日)提出資料「富山県試算資料」

税源移譲 第一期改革(3兆円)と第二期改革(5.9兆円と仮定)の影響額合計

都道府県名	第1期改革(3兆円)の影響			第2期改革(5.9兆円)の政策効果と査定					影響額 (単位:億円)
	国庫補助金の減少 a	税源移譲 b	差引 (b-a) A	国庫補助金の減少 c	税源移譲 d	(国庫移譲の内訳) 地方交付金 d.75% 個人住民税 d.25%		差引 (d-e) B	A+B
A 1	2,355	3,184	828	3,908	8,565	5,193	3,372	4,656	5,485
A 2	1,614	2,466	871	1,883	4,311	2,245	2,085	2,427	3,209
A 3	2,130	1,965	△ 173	2,521	4,236	2,732	1,504	1,715	1,542
A 4	1,498	1,958	460	2,142	3,646	2,147	1,498	1,504	1,984
A 5	1,340	1,898	558	1,771	3,018	1,031	1,387	1,247	1,806
A 6	1,206	1,603	397	1,754	2,817	1,587	1,231	1,063	1,460
A 7	798	1,019	221	1,379	1,795	1,103	692	416	637
A 8	641	584	△ 58	878	1,232	793	439	354	296
A 9	1,371	1,274	△ 97	2,131	2,445	1,456	999	314	217
A 10	465	477	12	827	875	502	313	48	60
A 11	590	512	△ 78	959	995	650	345	36	△ 11
A 12	669	717	48	1,260	1,276	795	491	16	64
B 1	267	233	△ 34	493	455	301	154	△ 38	△ 73
B 2	488	511	23	650	908	568	340	△ 41	△ 18
B 3	1,230	1,049	△ 181	2,163	2,315	1,388	748	△ 49	△ 230
B 4	525	524	△ 1	1,063	1,013	684	329	△ 51	△ 52
B 5	280	346	66	624	573	340	233	△ 51	△ 1
B 6	462	460	△ 2	847	791	483	308	△ 50	△ 58
B 7	470	491	14	1,003	898	572	326	△ 106	△ 91
B 8	482	440	△ 42	941	814	625	288	△ 128	△ 169
B 9	270	281	11	636	496	314	181	△ 140	△ 110
B 10	721	692	△ 29	1,419	1,274	792	482	△ 145	△ 175
B 11	339	317	△ 22	715	556	306	260	△ 158	△ 181
B 12	368	292	△ 17	729	535	344	191	△ 184	△ 212
B 13	311	244	△ 68	713	496	346	149	△ 218	△ 285
B 14	228	205	△ 23	662	399	265	134	△ 263	△ 285
B 15	179	128	△ 49	521	255	176	78	△ 266	△ 315
B 16	242	167	△ 75	633	344	240	104	△ 289	△ 364
B 17	538	427	△ 112	1,171	849	584	264	△ 322	△ 434
B 18	416	289	△ 127	828	583	394	169	△ 345	△ 472
B 19	327	200	△ 128	769	389	262	127	△ 370	△ 496
B 20	213	200	△ 13	759	365	237	127	△ 393	△ 409
B 21	248	158	△ 88	730	326	221	108	△ 401	△ 490
B 22	262	152	△ 110	731	322	222	100	△ 409	△ 519
B 23	393	338	△ 55	1,055	632	412	220	△ 423	△ 478
B 24	530	340	△ 190	1,180	723	501	223	△ 436	△ 628
B 25	345	236	△ 109	944	488	338	153	△ 456	△ 605
B 26	393	283	△ 110	1,016	550	385	164	△ 466	△ 586
B 27	422	260	△ 162	1,048	561	395	165	△ 487	△ 649
B 28	311	205	△ 106	954	436	308	128	△ 518	△ 624
B 29	356	205	△ 151	976	431	300	131	△ 545	△ 688
B 30	226	158	△ 68	866	300	203	97	△ 566	△ 654
B 31	442	274	△ 168	1,317	579	400	179	△ 738	△ 906
B 32	622	521	△ 101	1,882	1,020	694	325	△ 862	△ 963
B 33	569	310	△ 248	1,729	870	466	202	△ 1,080	△ 1,305
B 34	478	189	△ 276	1,575	428	293	135	△ 1,146	△ 1,423
B 35	1,949	1,206	△ 743	4,118	2,477	1,674	802	△ 1,841	△ 1,984
合 計	30,100	30,000		59,272	59,272	36,813	22,459		

県・市町村分の合計

総務省公表の税源移譲見込額から県を特定

「地方税関係資料ハンドブック」
(財)地方財務協会より
【総務省公表資料】

(単位:億円)		税源移譲見込額 (所得課税と税定基準ベース)	
都道府県		+市町村分	
北海道	1,206	B35	
青森県	260	B27	
岩手県	263	B26	
宮城県	512	A11	
秋田県	205	B28	(※)
山形県	244	B13	
福島県	427	B17	
茨城県	717	A12	
栃木県	491	B7	
群馬県	477	A10	
埼玉県	1,898	A5	
千葉県	1,603	A6	
東京都	3,184	A1	
神奈川県	2,486	A2	
新潟県	521	B32	
富山県	291	B9	
石川県	292	B12	
福井県	200	B20	(※)
山梨県	205	B14	(※)
長野県	524	B4	
岐阜県	511	B2	
静岡県	1,019	A7	
愛知県	1,958	A4	
三重県	460	B6	
滋賀県	346	B5	
京都府	584	A8	
大阪府	1,965	A3	
兵庫県	1,274	A9	
奈良県	317	B11	(※)
和歌山県	200	B19	
鳥取県	128	B15	
島根県	158	B21	
岡山県	440	B8	
広島県	692	B10	
山口県	338	B23	
徳島県	158	B30	
香川県	233	B1	
愛媛県	289	B18	
高知県	152	B22	
福岡県	1,049	B3	
佐賀県	167	B16	
長崎県	274	B31	
熊本県	340	B24	
大分県	236	B25	
宮崎県	205	B29	(※)
鹿児島県	310	B33	
沖縄県	199	B34	
合計	30,005		

(※)「税源移譲 b」が同額の県「B14、B28、B29」及び「B19、B20」については、税源移譲の内訳中「地方消費税3.7兆円」配分額と、実際の地方消費税配分率との比較により県を特定

都道府県名	国庫補助金の減少額 a	税源移譲額 b	差引 (b-a)	b/a
北海道	1,549	1,206	△ 343	0.78
青森県	422	260	△ 162	0.62
岩手県	393	263	△ 129	0.67
宮城県	559	512	△ 47	0.92
秋田県	311	205	△ 106	0.66
山形県	311	244	△ 68	0.78
福島県	538	427	△ 112	0.79
茨城県	669	717	48	1.07
栃木県	476	491	14	1.03
群馬県	465	477	12	1.03
埼玉県	1,340	1,898	558	1.42
千葉県	1,206	1,603	397	1.33
東京都	2,355	3,184	828	1.35
神奈川県	1,614	2,486	871	1.54
新潟県	622	521	△ 101	0.84
富山県	270	291	21	1.08
石川県	309	292	△ 17	0.94
福井県	213	200	△ 13	0.94
山梨県	228	205	△ 23	0.90
長野県	525	524	△ 1	1.00
岐阜県	488	511	23	1.05
静岡県	798	1,019	221	1.28
愛知県	1,498	1,958	460	1.31
三重県	462	460	△ 2	1.00
滋賀県	296	346	50	1.17
京都府	641	584	△ 58	0.91
大阪府	2,138	1,965	△ 173	0.92
兵庫県	1,371	1,274	△ 97	0.93
奈良県	339	317	△ 22	0.94
和歌山県	327	200	△ 126	0.61
鳥取県	176	128	△ 49	0.73
島根県	226	158	△ 68	0.70
岡山県	482	440	△ 42	0.91
広島県	721	692	△ 29	0.96
山口県	393	338	△ 55	0.86
徳島県	248	158	△ 88	0.64
香川県	267	233	△ 34	0.87
愛媛県	416	289	△ 127	0.69
高知県	262	152	△ 110	0.58
福岡県	1,230	1,049	△ 181	0.85
佐賀県	242	167	△ 75	0.69
長崎県	442	274	△ 168	0.62
熊本県	530	340	△ 190	0.64
大分県	345	236	△ 109	0.68
宮崎県	356	205	△ 151	0.58
鹿児島県	556	310	△ 246	0.56
沖縄県	476	199	△ 276	0.42
合計	30,100	30,000		

(注) 上記計数は、県・市町村分の合計額。

三位一体改革前後の地方財源の状況

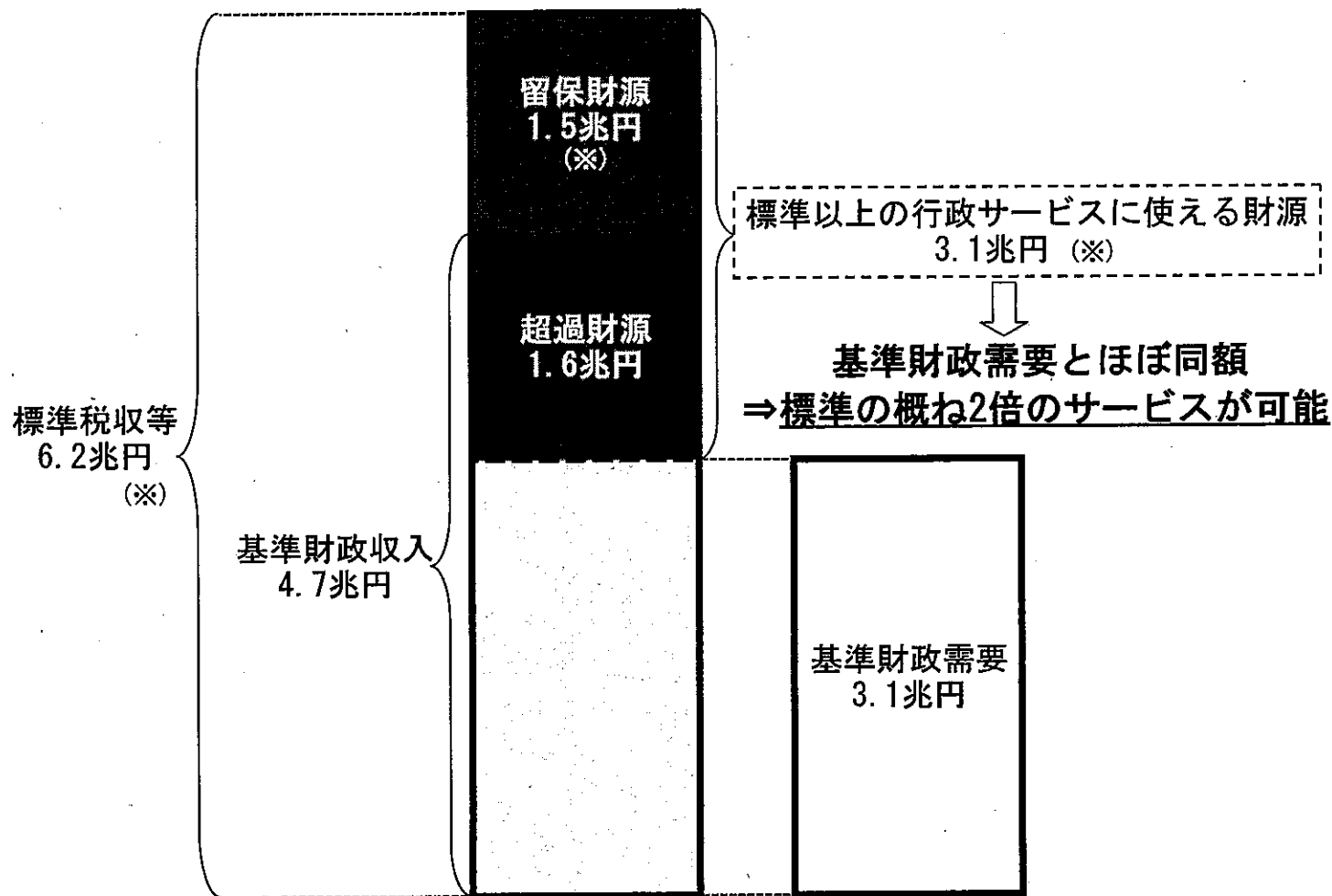
三位一体改革期間中の地方交付税等▲5兆円削減は、地方交付税▲2.2兆円、臨時財政対策債▲3.0兆円。
当該期間中の地方交付税▲2.2兆円に対し、地方税の増収+2.7兆円（税源移譲は含まれていない）。

	15年度 (2003)	18年度 (2006)	(兆円)		
			⑮⇒⑱	19年度 (2007)	⑮⇒⑲
地方税 …(A)	32.2	34.9	+ 2.7	40.4	+8.2 [+5.6]※
地方交付税 …(B)	18.1	15.9	▲ 2.2	15.2	▲ 2.9
合計 ((A)+(B)) …(C)	50.2	50.8	+ 0.6	55.6	+5.3 [+2.7]※
臨時財政対策債 …(D)	5.9	2.9	▲ 3.0	2.6	▲ 3.2
(C) + (D)	56.1	53.7	▲ 2.4	58.2	+2.1 [▲0.5]※
(参考) 地財計画と決算の乖離是正額[累計]	-	-	▲ 1.4	-	▲ 2.0

※[]内は税源移譲の影響を除いた場合の増減

東京都(23区を含む)の財源構造(19年度)

(2007)
(※) 推計値



国・地方の税財源配分の推移

年 度	租税総額の割合(%)		移転後実質的割合(%)	
	国税	地方税	国	地方
1954 (S29)	71.8	28.2	60.4	39.6
1967 (S42)	67.2	32.8	51.2	48.8
1987 (S62)	63.7	36.3	48.7	51.3
2007 (H19)	57.3	42.7	41.3	58.7

(注) 「移転後の実質割合」は、地方交付税（法定率分）及び譲与税の移転後の税財源の割合。

各国の財政調整制度の概要

	日本	イギリス	フランス	ドイツ
税収の中央：地方比	57：43	94：6	82：18	51：49
(実額：中央/地方)	55兆円／41兆円	3,205億ポンド／202億ポンド	3,744億ユーロ／796億ユーロ	2,324億ユーロ／2,234億ユーロ
財政調整規模	垂直調整額	349億ポンド	371億ユーロ	26億ユーロ
	対中央政府支出比	7.0%	9.2%	0.8%
	水平調整額	—	—	182億ユーロ
	対地方政府支出比	—	—	4.0%

(注1) 税収の中央：地方比は、日本以外はOECD Revenue Statistics (2004年の計数) から作成(ドイツの州税は便宜上地方税として整理。なお、国税として整理した場合の比率は88：12)。日本は2007年度予算ベース。

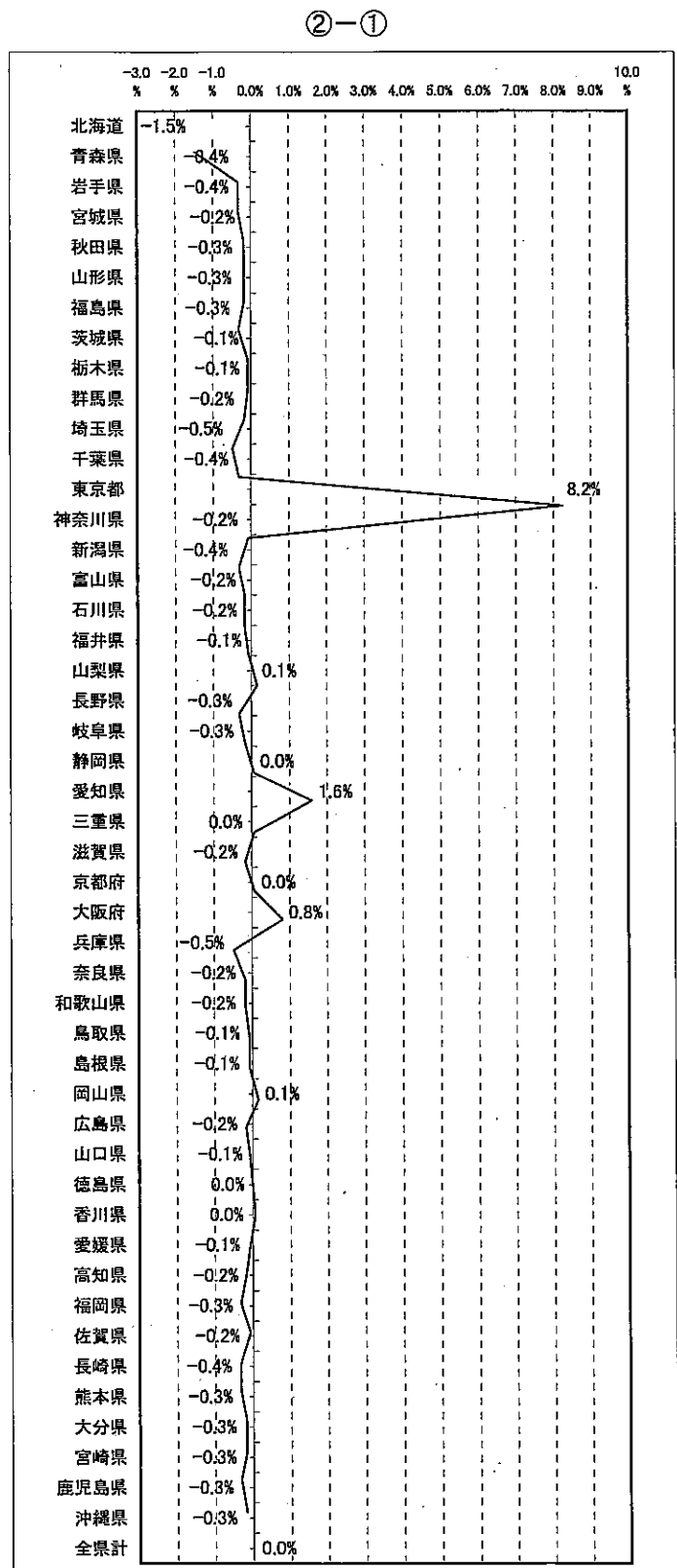
(注2) 各国の財政調整額は2005年度の計数。対象とした財政調整制度等は以下による。

日本(2005年度決算)：地方交付税、イギリス(財務省資料)：歳入援助交付金、フランス(内務省資料)：経常費総合交付金、

ドイツ(財務省資料)：垂直調整額は連邦補充交付金(特別需要交付金との合計は146億ユーロ〔中央政府支出比4.5%〕)、水平調整額は付加価値税の州間配分額(補足的配分部分)に州間調整交付金額を加えた額。

県内GDPのシェアと地方法人2税のシェア

	①県内GDPの シェア	②地方法人 二税のシェア
北海道	3.9%	2.4%
青森県	0.8%	0.5%
岩手県	0.9%	0.5%
宮城県	1.7%	1.4%
秋田県	0.7%	0.5%
山形県	0.8%	0.5%
福島県	1.5%	1.2%
茨城県	2.2%	2.1%
栃木県	1.6%	1.5%
群馬県	1.5%	1.2%
埼玉県	4.0%	3.5%
千葉県	3.8%	3.4%
東京都	17.6%	25.8%
神奈川県	6.1%	5.9%
新潟県	1.8%	1.4%
富山県	0.9%	0.7%
石川県	0.9%	0.7%
福井県	0.6%	0.6%
山梨県	0.6%	0.7%
長野県	1.6%	1.3%
岐阜県	1.4%	1.1%
静岡県	3.2%	3.2%
愛知県	6.8%	8.4%
三重県	1.5%	1.4%
滋賀県	1.2%	1.0%
京都府	1.9%	2.0%
大阪府	7.6%	8.4%
兵庫県	3.7%	3.1%
奈良県	0.7%	0.5%
和歌山県	0.7%	0.4%
鳥取県	0.4%	0.3%
島根県	0.5%	0.3%
岡山県	1.4%	1.5%
広島県	2.3%	2.1%
山口県	1.1%	1.1%
徳島県	0.5%	0.5%
香川県	0.7%	0.7%
愛媛県	0.9%	0.8%
高知県	0.5%	0.3%
福岡県	3.5%	3.1%
佐賀県	0.6%	0.4%
長崎県	0.9%	0.5%
熊本県	1.1%	0.8%
大分県	0.9%	0.6%
宮崎県	0.7%	0.4%
鹿児島県	1.0%	0.7%
沖縄県	0.7%	0.5%
全県計	100.0%	100.0%



(注)「①県内GDP」は2004(平成16)年度県民経済計算、「②地方法人二税」は2005(平成17)年度決算である(それぞれ直近の確定値)。

「税源」の一極集中の例

携帯電話大手企業

本社は東京。子会社を通じて全国で事業展開しているが利益は親会社に集中。
⇒一つの会社で本店・支店という形態をとる場合と異なる結果になる。

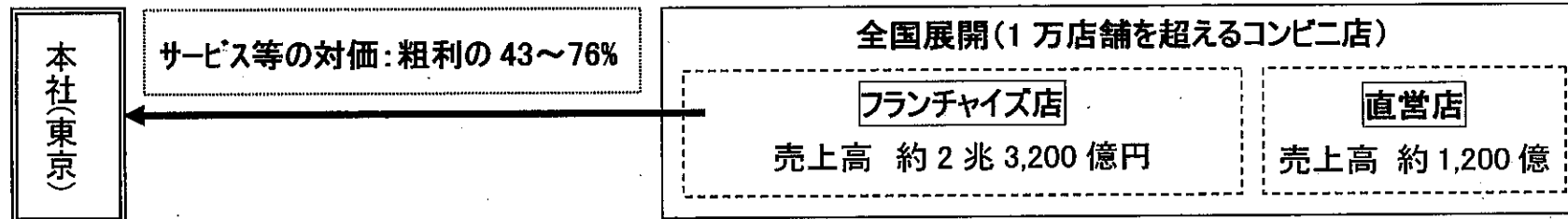
親会社：東京本社＋関東甲信越に13支店

子会社：8地域子会社（北海道、東北、東海、北陸、関西、中国、四国、九州）＋その他子会社87社

	親会社 ④	連結ベース ⑤	④/⑤
従業員数	約 6,000 人 [9割が東京]	約 22,000 人	約 3割
税引前利益	約 6,800 億円	約 7,700 億円	約 9割

コンビニエンスストア大手企業

全国のフランチャイズ店の利益の相当部分がサービス等の対価として本社へ。⇒店舗所在地の利益の相当部分が本社所在地に移転。



コンピュータゲーム大手企業

利益の源泉である数千万台規模の売上げは全国にわたっているが、課税対象となる利益は本社所在地に集中。

- ・携帯型コンピューターゲーム機、据置型コンピューターゲーム機、ソフトウェア等を全国で販売。
- ・従業員は本社、工場、開発拠点のある京都府内に集中（約1,700人中約1,600人（約9割））。

（注）各社の有価証券報告書から把握しうる事業活動の内容をまとめたもの。

政府税調の答申における消費税に関する記述

(2003)

「少子・高齢社会における税制のあり方（平成15年6月）」

第一 少子・高齢化と税制

二 個別税目の改革

2. 消費税

（1）少子・高齢社会における消費税の重要性

消費税は、制度創設以降、社会保障をはじめとする公的サービスの費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う上で大きな役割を果たしている。同時に、その税収は安定的に推移し現在では国税収入の約2割を占めるなど、わが国税制における基幹税の一つとして国民の間に定着してきた。

少子・高齢化が進展する中で国民の将来不安を払拭するためには、社会保障制度をはじめとする公的サービスを安定的に支える歳入構造の構築が不可欠であることから、消費税は極めて重要な税である。

（以下略）

(2005)

(2004)

「平成17年度の税制改正に関する答申（平成16年11月）」

二 個別税目の課題

2. 消費税

高齢化の進展に伴う社会保障給付の増加が見込まれる中、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化に向け、歳出・歳入両面から財政構造改革を進めていかねばならない。歳出改革路線の堅持・強化とあわせ、消費税についても国民的な議論を行っていくべきである。

消費税は、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合い、安定的な歳入構造を構築する上で重要な税である。今後の税体系構築にあたっては、国民の理解を得る努力を払いつつ、消費税の税率を引き上げていくことが必要である。

（以下略）

「地方の社会保障関係費(総務省定義)」の内訳 (平成17年度決算)

(2005)

〔資料Ⅱ-2-10〕

財源 (19.4兆円)

一般財源等 14.6兆円
使用料・手数料 0.4兆円
国庫支出金 4.4兆円

支出 (19.4兆円)

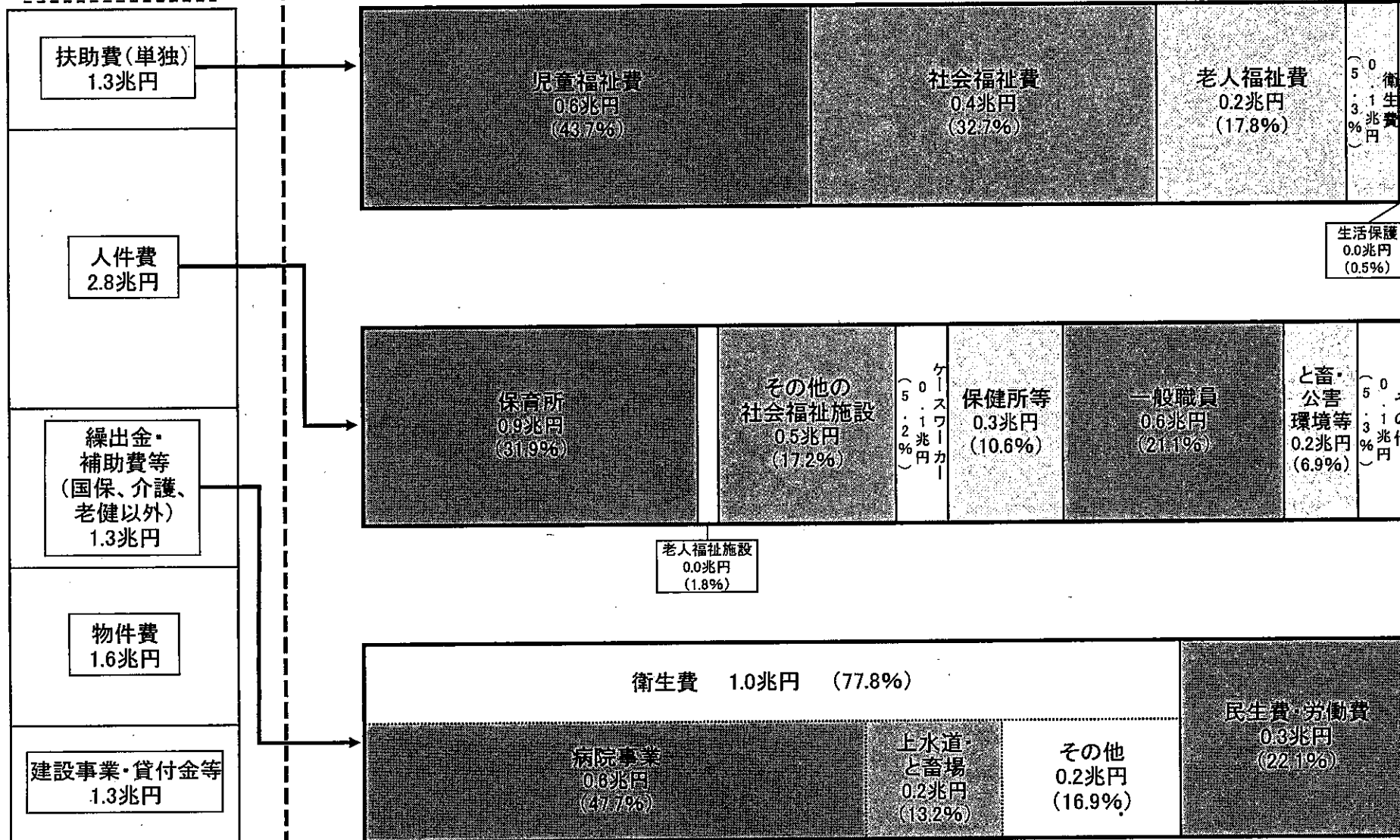
(目的別分類)	
民生費 15.7兆円	児童福祉費 4.7兆円
	社会福祉費 4.2兆円
	老人福祉費 4.0兆円
衛生費 3.4兆円	生活保護費 2.8兆円
	公衆衛生費 3.2兆円
	保健所費等 0.3兆円 労働費 0.3兆円

(性質別分類)	
老人保健繰出金等 1.5兆円	主に高齢者三経費に対応
介護保険繰出金等 1.7兆円	
国民健康保険繰出金等 1.6兆円	主に社会保障給付費に対応
扶助費(補助) 6.2兆円	
扶助費(単独) 1.3兆円	
人件費 2.8兆円	主に社会保障給付費以外に対応
繰出金・補助費等 (国保、介護、老健以外) 1.3兆円	
物件費 1.6兆円	
建設事業・貸付金等 1.3兆円	

「地方の社会保障関係費(総務省定義)」の主な内訳(給付費以外)

「地方の社会保障関係費」のうち、主に、社会保障給付費以外に対応している部分

内訳(推計値含む)



出典: 「平成17年地方財政統計年報」より。なお、人件費の内訳については、「平成17年地方公共団体定員管理調査結果」「平成18年地方公務員給与の実態」等より推計。
(2005) (2005) (2006)

(2006)

厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し(平成18年5月)」における社会保障給付費等について、平成19年度の数値を予算ベースで整理したもの。

(2007)

社会保障給付費(19年度予算)の姿

(2007)

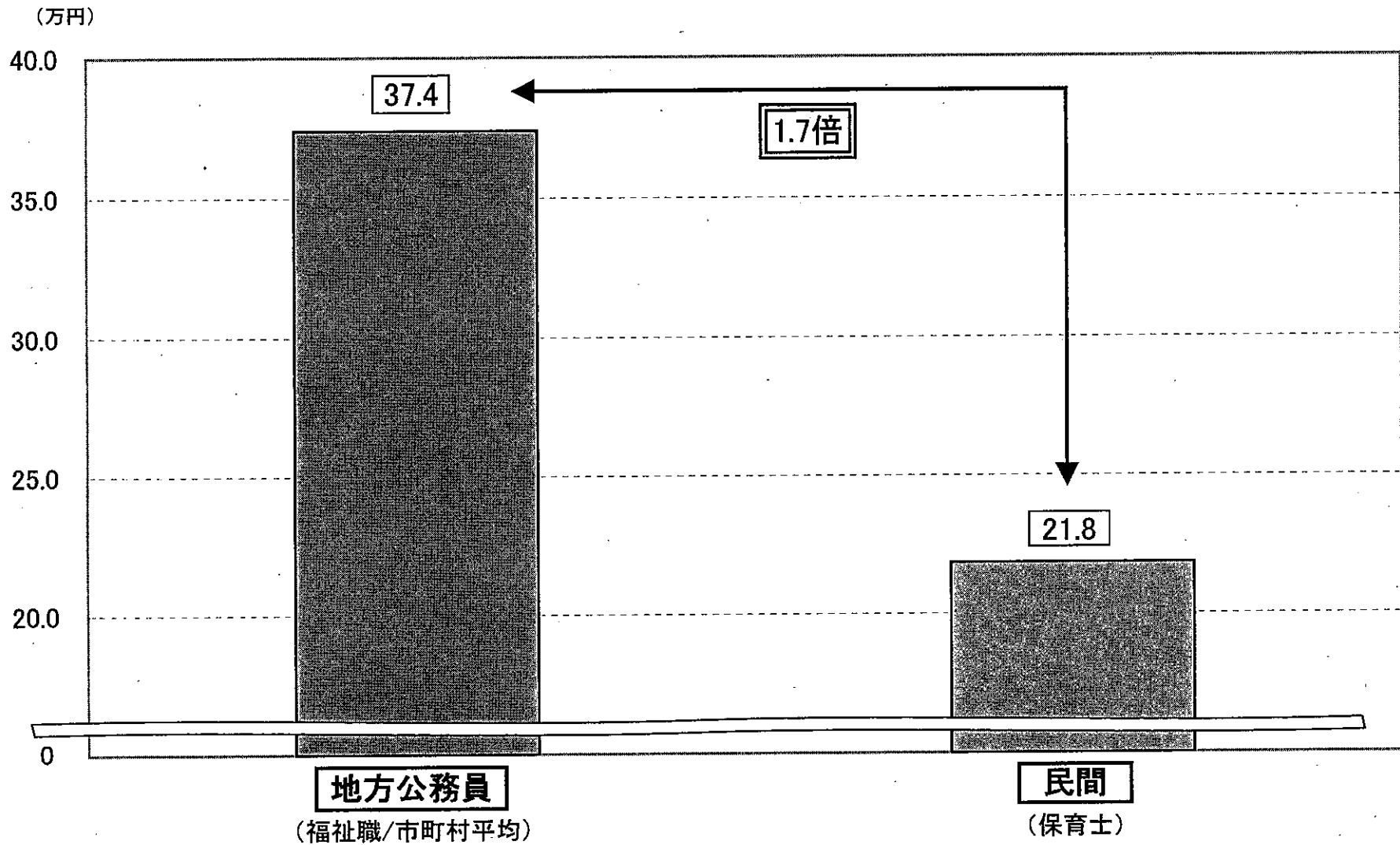
給付費 93.6兆円

福祉その他 15.5兆円
〔うち介護〕 6.7兆円
医 療 28.7兆円
年 金 49.5兆円

財源 85.5兆円+資産収入

資産収入等
地方負担 8.2兆円
国庫負担 21.9兆円
保険料 55.4兆円

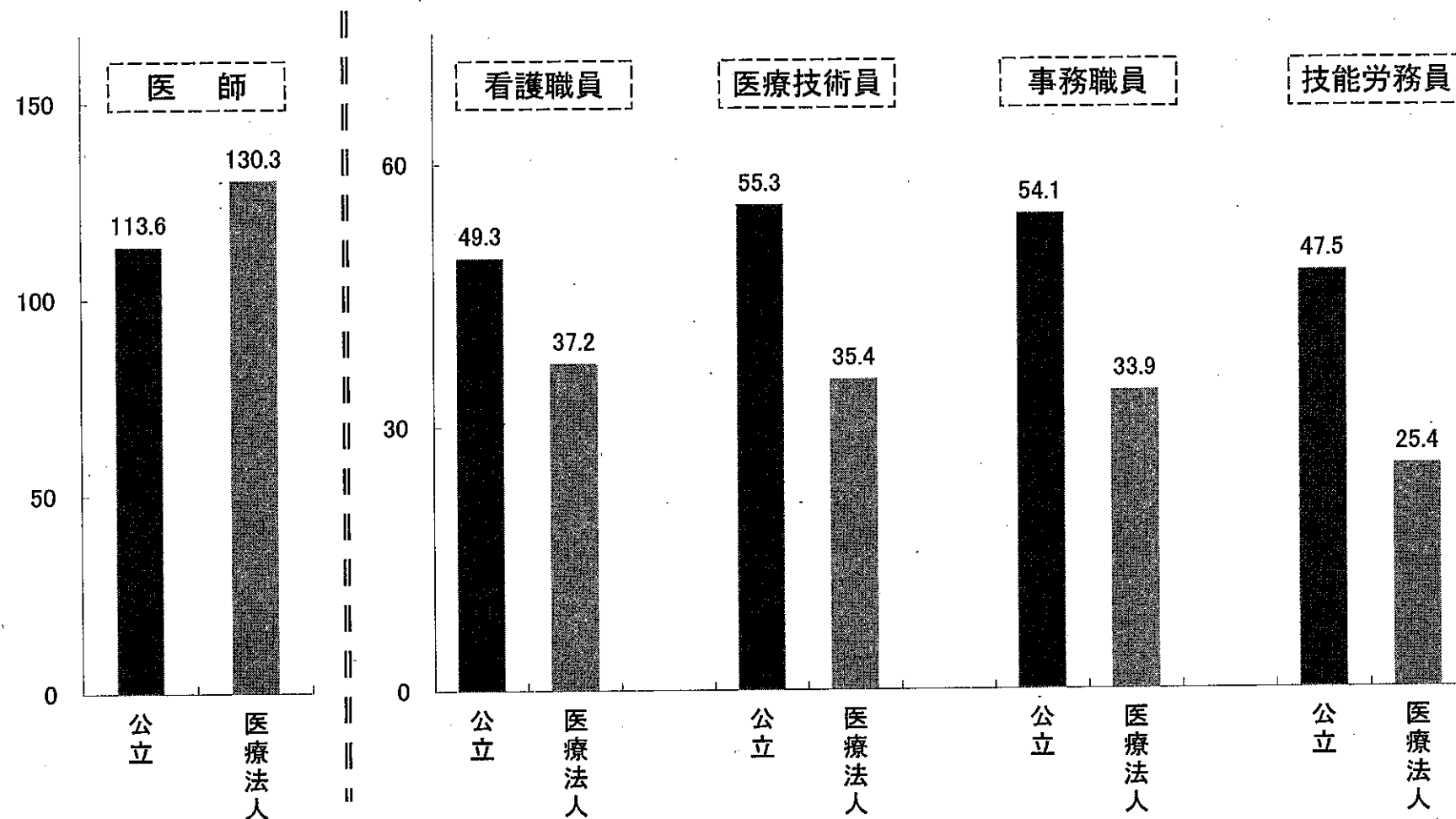
福祉関係職種の平均給与(地方公務員と民間との比較)



(出典) 地方公務員:「平成18年地方公務員給与の実態」(総務省)
 民間:「平成18年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)
 (2006)

公立病院と私的病院（医療法人）の職種別平均給与月額等

（単位：万円）



（注 1） 平均給与月額等は、平均給与月額と賞与（年間支給額の1/12の額）の和。

（注 2） 「看護職員」とは、保健師、助産師、看護師、准看護師である。

（注 3） 「医療技術員」とは、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士など医療に関わる専門技術員である。

（出典）「第15回医療経済実態調査（医療機関等調査）の概況」（中央社会保健医療協議会）における「一般病院（介護保険事業に係る収入のない医療機関）」のデータより作成。

国・地方団体の「人件費指数」について

国（行政職俸給表(一)適用職員）・地方団体（一般行政職）の職員をそれぞれ
「学歴（4段階）」・「年齢（12段階）」・「職責（6段階）」の
合計288（4×12×6）に区分された階層に分類

$F(w)$:フィッシャー給与水準指数

（ラスパイレス指数とパーシェ指数の幾何平均）

同じ階層に属する国と地方団体の
職員の給与水準を比較し、
国を100として地方団体の水準を指数化

〔職員構成比(q)を固定し、給与(w)を比較するもの〕

$F(q)$:フィッシャー職員構成指数

（ラスパイレス指数とパーシェ指数の幾何平均）

同じ階層に属する国と地方団体の
職員の構成比率を比較し、
国を100として地方団体の水準を指数化

〔給与(w)を固定し、職員構成(q)を比較するもの〕

$F(w,q)$:人件費(給与水準・職員構成)指数

$$F(w) \times F(q)$$

<特徴>

- ① 学歴・年齢・職責の3要素に基づく比較
- ② 給与水準と職員構成の両方を勘案したもの

※ 今回の試算では各種手当も含めて比較（超過勤務手当等の一部手当除く）

試算結果 〈参考指数〉～学歴・年齢・職責の3要素を元に給与水準を比較し、職員構成の歪みを反映した人件費指数～

本試算は、公表されたデータ(総務省 平成19年7月)を元に試算したもの。これを参考にしつつ、一層のデータ開示も含め、更に議論を深めていく必要がある。

〔都道府県〕

	人件費指数 (今回の試算)	順位	(参考) 総務省公表の ラスパイレス指数	順位
北海道	98.8	47	90.6	47
青森県	105.2	34	98.2	38
岩手県	110.5	17	100.2	14
宮城県	107.4	27	101.3	8
秋田県	114.6	8	100.1	18
山形県	114.9	7	100.6	12
福島県	108.5	23	99.6	24
茨城県	101.1	42	100.3	13
栃木県	108.4	25	100.0	19
群馬県	102.9	41	99.8	21
埼玉県	118.6	2	102.4	7
千葉県	111.7	14	99.3	29
東京都	113.8	10	103.5	3
神奈川県	116.7	5	102.6	4
新潟県	105.0	35	99.8	22
富山県	105.5	32	96.7	39
石川県	109.1	21	100.8	11
福井県	112.7	13	101.2	9
山梨県	106.0	31	99.5	25
長野県	114.4	9	99.2	31
岐阜県	104.7	39	99.4	27
静岡県	109.7	19	103.7	2
愛知県	117.5	4	104.3	1
三重県	105.4	33	100.2	15

	人件費指数 (今回の試算)	順位	(参考) 総務省公表の ラスパイレス指数	順位
滋賀県	110.9	15	99.3	30
京都府	120.5	1	102.6	5
大阪府	112.9	12	98.6	36
兵庫県	116.2	6	102.5	6
奈良県	109.3	20	99.9	20
和歌山県	113.2	11	99.4	28
鳥取県	100.6	45	96.5	40
島根県	103.6	40	92.6	46
岡山県	100.7	43	96.3	41
広島県	104.8	37	96.1	42
山口県	108.5	24	99.0	32
徳島県	118.3	3	100.2	16
香川県	104.8	36	95.7	44
愛媛県	100.1	46	96.0	43
高知県	100.6	44	95.2	45
福岡県	104.7	38	98.3	37
佐賀県	108.9	22	98.9	34
長崎県	110.7	16	101.2	10
熊本県	107.2	29	100.2	17
大分県	106.9	30	98.8	35
宮崎県	107.4	28	99.8	23
鹿児島県	108.0	26	99.5	26
沖縄県	110.1	18	99.0	33
都道府県全体	108.7	-	99.5	-

〔政令市〕

	人件費指数 (今回の試算)	順位	(参考) 総務省公表の ラスパイレス指数	順位
札幌市	113.7	11	98.6	13
仙台市	113.6	12	100.7	5
千葉市	133.9	2	101.9	3
さいたま市	115.7	10	103.1	2
横浜市	110.9	14	99.7	10
川崎市	108.4	15	101.5	4
静岡市	117.6	9	104.0	1
名古屋市	118.3	7	100.0	9
京都市	162.5	1	100.1	8
大阪市	118.9	6	100.7	6
堺市	112.9	13	97.6	14
神戸市	117.9	8	98.8	12
広島市	126.6	4	97.6	15
北九州市	132.3	3	99.7	11
福岡市	125.5	5	100.7	7
政令市全体	120.5	-	100.0	-

都道府県・政令市	111.5	-	-	-
----------	-------	---	---	---

- ※1 「人件費指数(今回の試算)」は、総務省が平成19年7月に公表(<http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070627.1.html>)した一般行政職の学歴別・年齢別・級別平均給与月額別の団体別データ(平成18年4月1日時点)と同様の国家公務員(行政職給表(一)の適用職員)のデータ(平成18年4月1日時点)を元に、学歴・年齢・職責の要素が一致する国と地方団体の職員を比較して算出したフィッシャー給与水準指数とフィッシャー職員構成指数とを乗じたもので、国を100としたもの。なお、国と地方団体の職員の対関係は、「平成18年民間給与実態調査」(人事院及び各人事委員会)で公表されている企業規模500人以上の民間企業の役職(「係員」・「主任」・「係長」・「課長代理」・「課長」・「部長」・「次長」以上)に相当するとされている職員の級等を踏まえたもの。
- ※2 上記出典に記載されている地方団体の職員数が行政職給表適用人数よりも少なくなっていること等により、国の職員構成と比較データの職員構成が大幅に異なる自治体があることに留意する必要がある。
- ※3 「(参考)総務省公表のラスパイレス指数」は、総務省及び各地方団体が公表しているラスパイレス指数(地域手当補正後)で、平成18年4月1日時点の地方団体の一般行政職の給料額と国の行政職給表(一)の適用職員の給料額とを学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較算出したもので、国を100としたもの。各種手当は比較・算出の対象とはなっていない。
- ※4 「人件費指数」と「総務省公表のラスパイレス指数」は、比較対象の範囲等が異なることに留意する必要がある。

技能労務職員の給与水準の民間との比較（総務省公表資料より抜粋）

<職種別民間給与との比較>

技能労務職 (都道府県・政令市平均)		民間同業種 (全国平均)		(A)/(B)
職種	平均給与月額 (A)	職種	平均給与月額 (B)	
清掃職員	45.6 万円	廃棄物処理業従業員	30.0 万円	1.52 倍
平均年齢	43.8歳	平均年齢	43.3歳	
学校給食員	36.1 万円	調理士	25.7 万円	1.40 倍
平均年齢	46.0歳	平均年齢	41.5歳	
用務員	39.0 万円	用務員	22.9 万円	1.70 倍
平均年齢	47.7歳	平均年齢	53.7歳	
自動車運転手	41.2 万円	自家用乗用自動車運転者	28.6 万円	1.44 倍
平均年齢	48.1歳	平均年齢	52.5歳	
守衛	43.4 万円	守衛	25.6 万円	1.69 倍
平均年齢	46.2歳	平均年齢	58.2歳	
電話交換手	39.9 万円	内線電話交換手	21.3 万円	1.87 倍
平均年齢	47.9歳	平均年齢	41.4歳	
バス事業運転手	46.9 万円	営業用バス運転者	31.6 万円	1.49 倍
平均年齢	45.1歳	平均年齢	45.3歳	

<各職種における最大較差の具体例>

	平均給与月額		(A)/(B)
	技能労務職 (A)	民間同業種 (B)	
仙台市・清掃職員	50.7 万円	29.7 万円	1.71 倍
堺市・学校給食員	44.8 万円	18.6 万円	2.41 倍
奈良県・用務員	40.9 万円	15.6 万円	2.63 倍
仙台市・自動車運転手	51.7 万円	18.7 万円	2.76 倍
宮崎市・守衛	39.3 万円	13.1 万円	2.99 倍
青森県・電話交換手	43.0 万円	13.9 万円	3.09 倍
仙台市・バス運転手	44.2 万円	27.9 万円	1.58 倍

※ 上記数値はいずれも総務省WEBより抜粋（平成19年7月総務省公表資料（http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070627_1.html）より抜粋）。なお技能労務職に対応する民間同業種における職種別の平均給与月額は「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）における、平成16年、17年及び18年の3カ年平均の数値（内線電話交換手は平成14年、15年及び16年の3カ年平均の数値）。

技能労務職（全職種平均）と民間の年収の比較（都道府県別）

	① 民間年収 (万円)	② 技能労務職の 平均年収 (万円)	③ 年収較差 (②-①) (万円)	④ 年収較差 (②/①) (倍)	⑤ 技能労務職 職員数 (人)	③×⑤ (億円)
北海道	358.0	650.5	292.5	1.82	9,408	275.2
青森県	287.3	614.1	326.8	2.14	2,772	90.6
岩手県	309.7	571.9	262.2	1.85	2,393	62.8
宮城県	364.7	595.7	231.0	1.63	3,958	91.4
秋田県	308.7	581.4	272.7	1.88	2,265	61.8
山形県	294.1	598.4	304.3	2.03	2,514	76.5
福島県	347.9	608.3	260.4	1.75	2,783	72.5
茨城県	424.4	555.4	131.0	1.31	3,144	41.2
栃木県	395.1	558.5	163.4	1.41	3,555	58.1
群馬県	356.5	555.1	198.7	1.56	2,720	54.0
埼玉県	364.5	623.9	259.4	1.71	6,326	164.1
千葉県	409.6	591.7	182.1	1.44	7,058	128.5
東京都	451.2	689.1	237.9	1.53	27,546	655.3
神奈川県	436.5	792.6	356.1	1.82	16,414	584.5
新潟県	342.8	574.5	231.7	1.68	4,673	108.2
富山県	378.3	571.0	192.7	1.51	2,570	49.5
石川県	369.6	562.5	192.9	1.52	2,252	43.4
福井県	343.5	537.8	194.3	1.57	1,684	32.7
山梨県	405.5	526.5	121.0	1.30	1,332	16.1
長野県	326.1	561.5	235.4	1.72	2,584	60.8
岐阜県	409.4	512.0	102.6	1.25	3,141	32.2
静岡県	384.2	591.8	207.6	1.54	4,742	98.5
愛知県	414.0	617.6	203.6	1.49	13,243	269.6
三重県	468.7	540.5	71.9	1.15	3,713	26.7
滋賀県	382.6	530.6	148.0	1.39	1,419	21.0

	① 民間年収 (万円)	② 技能労務職の 平均年収 (万円)	③ 年収較差 (②-①) (万円)	④ 年収較差 (②/①) (倍)	⑤ 技能労務職 職員数 (人)	③×⑤ (億円)
京都府	405.7	671.3	265.6	1.65	6,146	163.2
大阪府	456.6	658.3	201.7	1.44	25,230	508.8
兵庫県	408.7	687.3	278.6	1.68	13,061	363.9
奈良県	414.9	564.9	150.0	1.36	2,532	38.0
和歌山県	381.3	566.3	185.0	1.49	1,766	32.7
鳥取県	331.1	595.3	264.2	1.80	1,075	28.4
島根県	376.7	591.4	214.7	1.57	1,279	27.5
岡山県	322.9	587.4	264.4	1.82	3,003	79.4
広島県	381.3	636.3	255.1	1.67	3,654	93.2
山口県	412.8	609.7	196.9	1.48	2,709	53.4
徳島県	362.1	561.8	199.8	1.55	2,542	50.8
香川県	375.0	579.2	204.2	1.54	2,115	43.2
愛媛県	381.9	523.7	141.8	1.37	2,371	33.6
高知県	302.5	550.6	248.1	1.82	1,958	48.6
福岡県	321.3	661.4	340.1	2.06	5,847	198.8
佐賀県	324.2	579.2	255.0	1.79	1,514	38.6
長崎県	350.1	645.3	295.1	1.84	2,996	88.4
熊本県	330.2	594.2	264.0	1.80	3,407	90.0
大分県	368.7	636.1	267.4	1.73	2,311	61.8
宮崎県	313.8	626.8	313.0	2.00	1,590	49.8
鹿児島県	391.3	590.7	199.4	1.51	3,224	64.3
沖縄県	233.0	565.7	332.6	2.43	1,796	59.8

全国平均	395.2 万円	634.4 万円	238.2 万円	1.61 倍	226,339 人	6,392 億円
------	----------	----------	----------	--------	-----------	----------

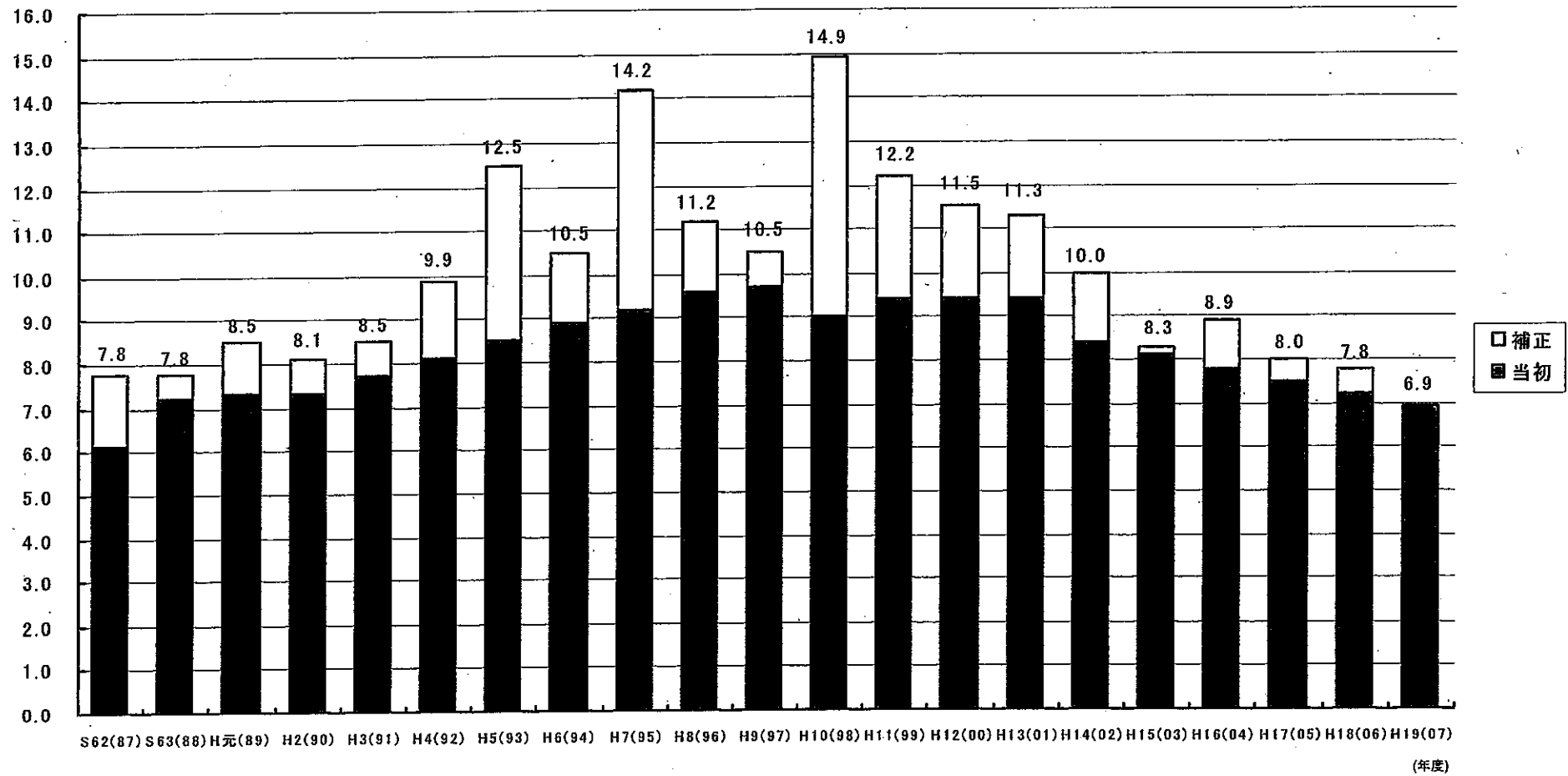
(注1) 民間年収は、「平成18年地方公共団体定員管理調査結果」（総務省）の「ホームヘルパー」「運転手・車掌等」「守衛・庁務員等」「電気・ボイラー等技術員」「調理員」「清掃職員」「道路補修員」「電話交換手」の各職種別技能労務職に対応するものとした民間賃金を「平成18年賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）等の職種別の「決まって支給する給与」と及び「年間賞与等」（企業規模10人以上、男女の統計）を用いて、上述の職種別技能労務職員数（都道府県別）で加重平均して算出した「決まって支給する給与」に12を乗じて「年間賞与等」を加えたもの。

(注2) 技能労務職の平均年収は総務省HPに公表されている「技能労務職員等の平均給与月額・各種手当の支給状況（都道府県・政令市・市町村別）」の平均給与月額及び期末勤続手当を「平成18年地方公共団体定員管理調査結果」（総務省）で示されている団体別職員数で加重平均して算出し、平均給与月額に12を乗じ、期末・勤続手当等を加算したもの。

(注3) 技能労務職員数は普通会計技能労務職員に加え公営企業会計関係等の技能労務職員も含む（全会計ベース）。

公共事業関係費の推移

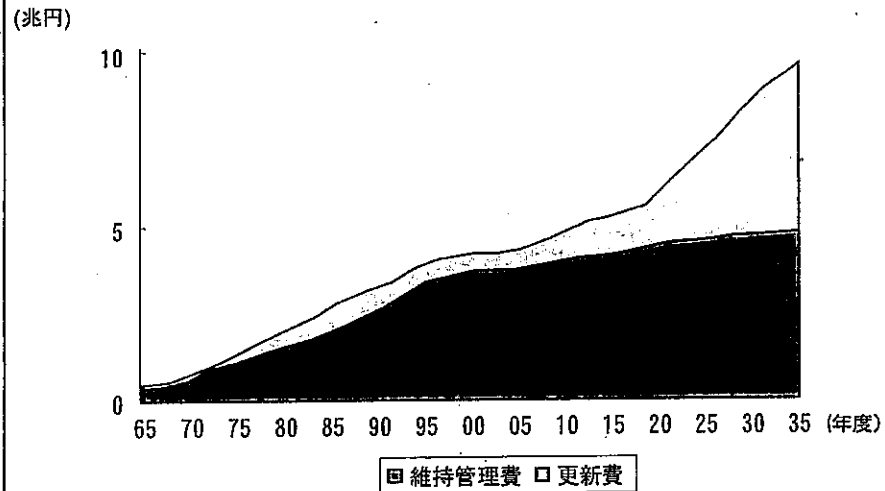
(兆円)



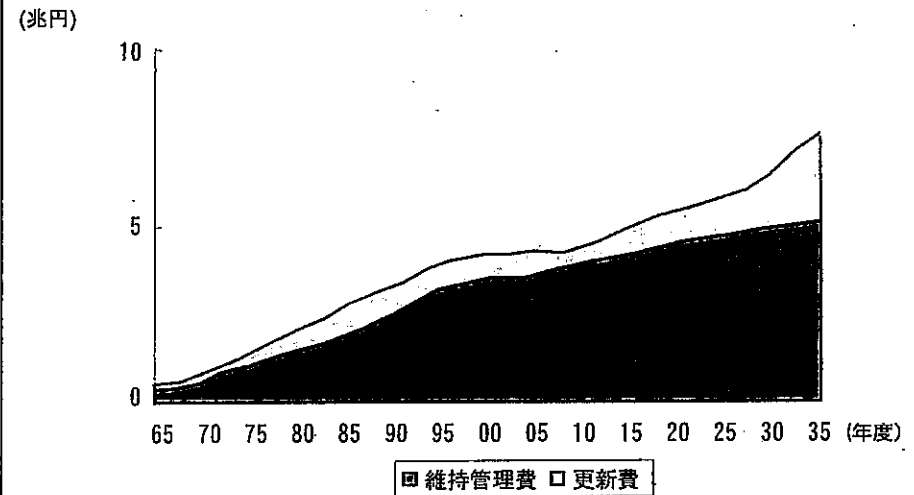
※NTT-Aを除く

社会資本の更新費の増加(イメージ)

自然体



予防保全的管理による更新費の増加の抑制

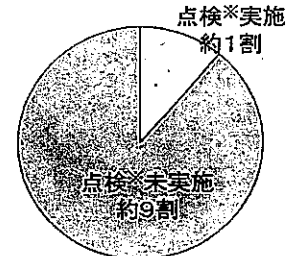
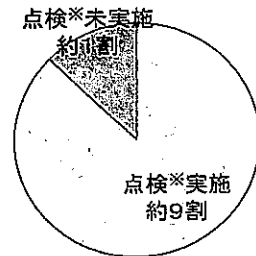


※予防保全的管理により社会資本の耐用年数が2割延びた場合の推計

【橋梁の現況把握実態】

都道府県(47都道府県)

市町村
(政令市を含む1,768市町村)



点検※: 定期点検を指し、日常パトロールは除く

〔国土交通省調べ〕

道路特定財源の見直しに関する具体策

平成 18 年 12 月 8 日
閣 議 決 定

我が国の競争力、成長力の確保や地域の活性化のため必要な道路整備を計画的に進めることは、引き続き、重要な課題である。他方、我が国財政は極めて厳しい状況にあり、国民負担の最小化のため、歳出削減を徹底し、ゼロベースで見直すことが必要となっている。

このため、昨年末の政府与党合意、行革推進法等に基づく道路特定財源の見直しについては、以下に定めるところにより行うものとする。

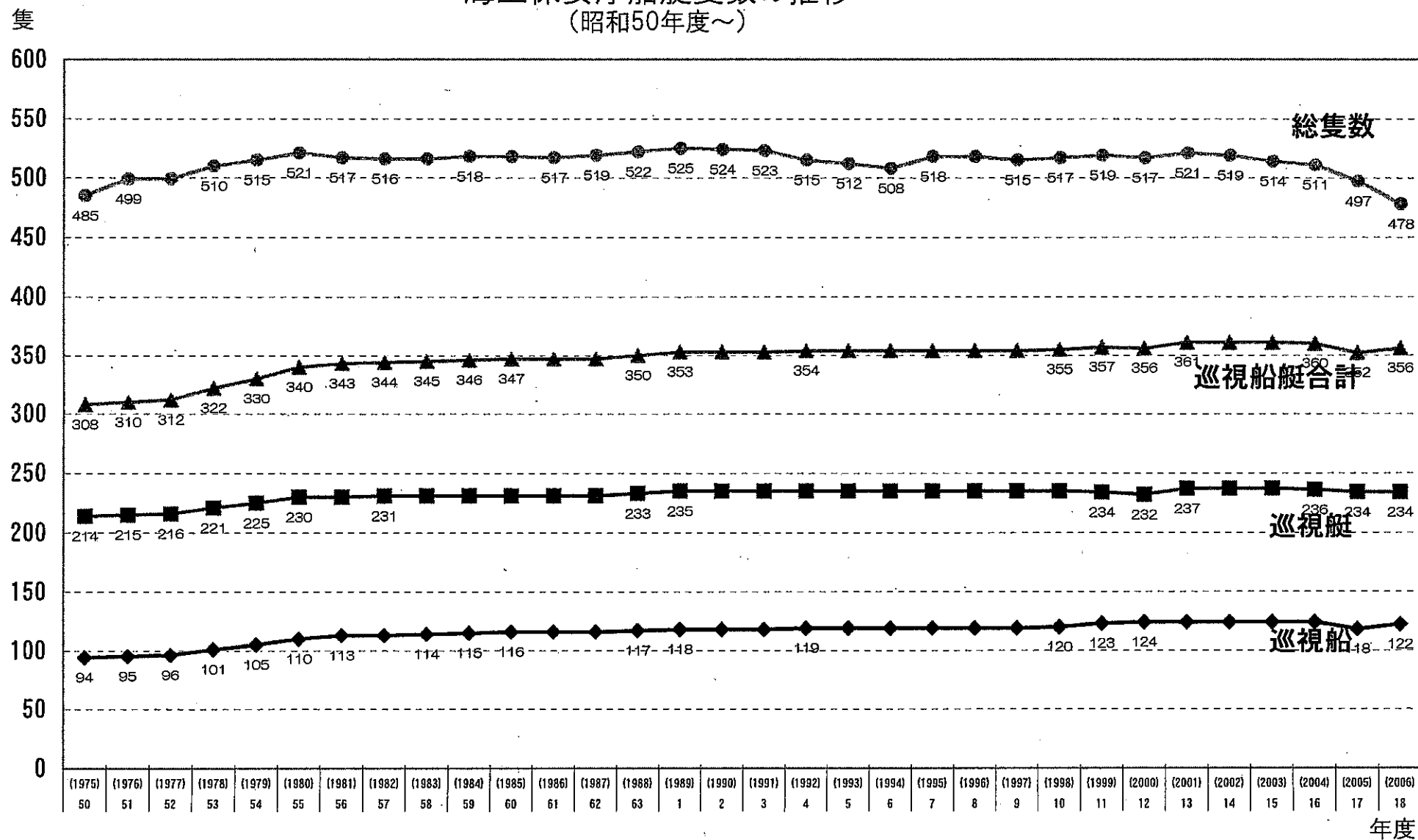
1. 道路整備に対するニーズを踏まえ、その必要性を具体的に精査し、引き続き、重点化、効率化を進めつつ、真に必要な道路整備は計画的に進めることとし、19年中に、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を作成する。

特に、地域間格差への対応や生活者重視の視点を踏まえつつ、地方の活性化や自立に必要な地域の基幹道路の整備や渋滞解消のためのバイパス整備、高速道路や高次医療施設への広域的アクセスの強化など、地域の自主性にも配慮しながら、適切に措置する。

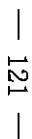
2. 20年度以降も、厳しい財政事情の下、環境面への影響にも配慮し、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する。
3. 一般財源化を前提とした国の道路特定財源全体の見直しについては、税率を維持しながら、納税者の理解を得ることとの整合性を保ち、
 - ① 税収の全額を、毎年度の予算で道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みはこれを改めることとし、20年の通常国会において所要の法改正を行う。
 - ② また、毎年度の予算において、道路歳出を上回る税収は一般財源とする。

4. なお、以上の見直しと併せて、我が国の成長力や地域経済の強化、安全安心の確保など国民が改革の成果を実感できる政策課題に重点的に取り組む。その一環として、国民の要望の強い高速道路料金の引下げなどによる既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化のための新たな措置を講ずることとし、20年の通常国会において、所要の法案を提出する。

海上保安庁船艇隻数の推移 (昭和50年度～)

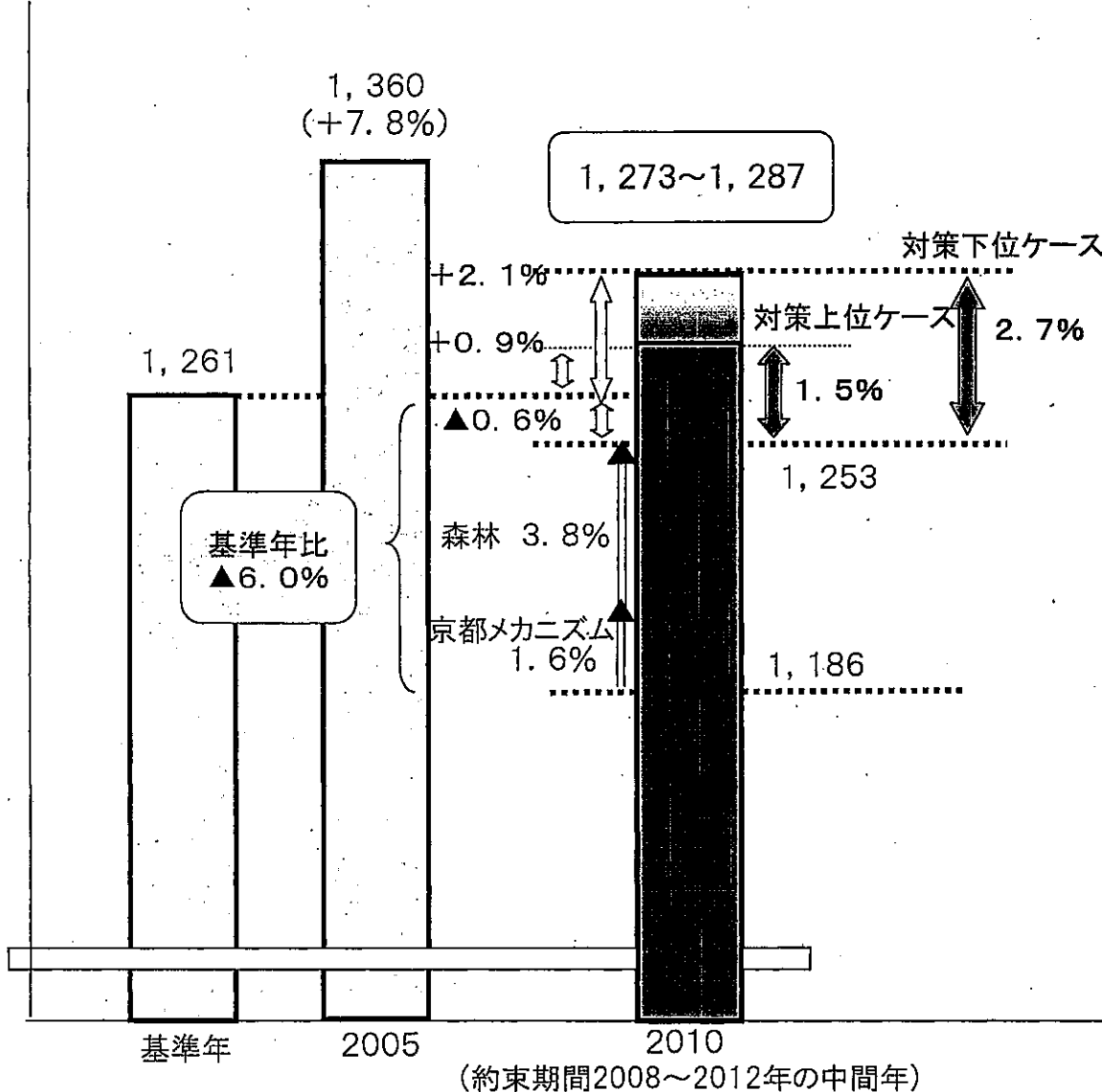


[資料Ⅱ-5-2]



2010年度の温室効果ガス排出量見通し

(百万t-CO₂)



☆2010年度国内排出量見通しは、
対策上位ケースで基準年比 +0.9%
対策下位ケースで基準年比 +2.1%
(現行の京都議定書目標達成計画では、
▲0.6%が見込まれている。)

☆このため、森林3.8%、京都メカニズム
1.6%を含めても、▲6%には
1.5~2.7%(約2000~3400万t-
CO₂)の不足が見込まれる。

☆ +2.1%の主な内訳(寄与度)は、
産業部門 ▲3.3% (▲3.3%)
業務部門 +4.0% (+1.7%)
家庭部門 +1.7% (+0.6%)
運輸部門 +2.5% (+2.7%)
となっている(カッコ内は、当初の計画に
おける目安の寄与度)。

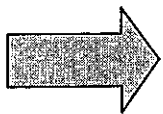
目標未達成のリスク

- 現在の目標達成計画の見直し作業の結果、なお不足見込み分(1.5~2.7%)が埋めきれない可能性。さらに、見直し作業において一応の計画達成までの姿が描けたとしても、その後も、対策が十分に進捗しないリスク。
- 仮に、目標未達成となった場合、京都メカニズムのクレジット取得を通じた国民負担が巨額に及ぶおそれ。

例えば、不足見込み分をクレジット購入で補完した場合の負担額を、過去のEU排出権市場におけるクレジット価格を用いて機械的に試算すると、すでに取得することとされている1.6%分とあわせて、

約2200億円(3.1%分、9ドル/トン)~**約1.2兆円**(4.3%分、36ドル/トン) <※>

※ 6%削減約束に対し現時点で見込まれる不足分1.5%(上位対策ケース)~2.7%(下位対策ケース)と、京都議定書目標達成計画においてすでに取得することとされている1.6%分の合計を、それぞれ過去のEU排出権市場での過去最安値、最高値で評価。



このような負担は、納税者の理解を得られないことから、国内対策を総動員することにより、確実に6%削減約束を達成する必要。

クレジット取得のリスク

① 価格変動（上昇）リスク

価格変動が大きいことに加え、世界市場の需給関係により、価格は上昇基調。今後、更に価格上昇圧力がかかる可能性。

② ポスト京都の枠組みに係るリスク

ポスト京都の枠組みがどのような枠組みになるかは不透明。仮に各国に排出枠を課さない枠組みとなった場合、クレジット価格が暴落する可能性。

③ 操業リスク・国連への登録リスク

通常の途上国プロジェクトのリスクに加え、操業リスクや国連への登録リスク等により、購入契約したクレジット量を取得できない可能性（先物でありながらクレジット引渡しに係るリスクは基本的に買い手が負う取引。現物購入や売り手がリスクを負う契約だと価格は更に上昇）。

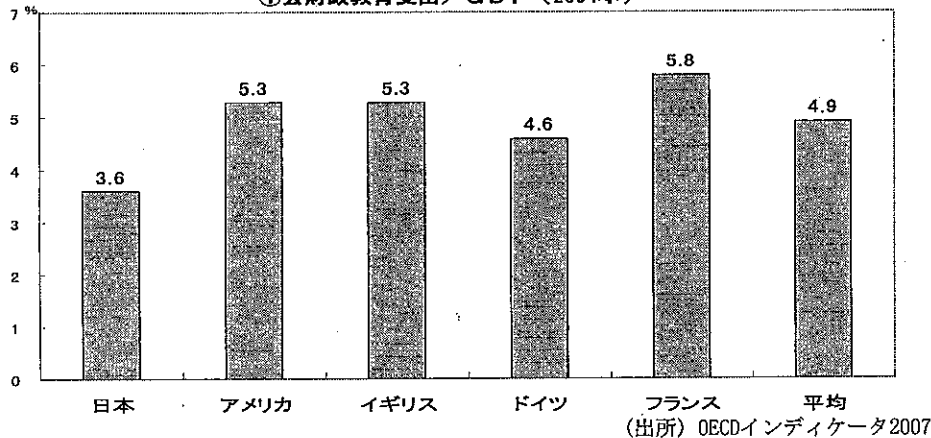
④ 為替リスク

京都メカニズムクレジット取引の大部分はユーロ建てやドル建てで行われていることから、円安になれば取得コストが上昇する可能性（最長8年もの国庫債務負担行為）。

主要先進国の公財政教育支出について

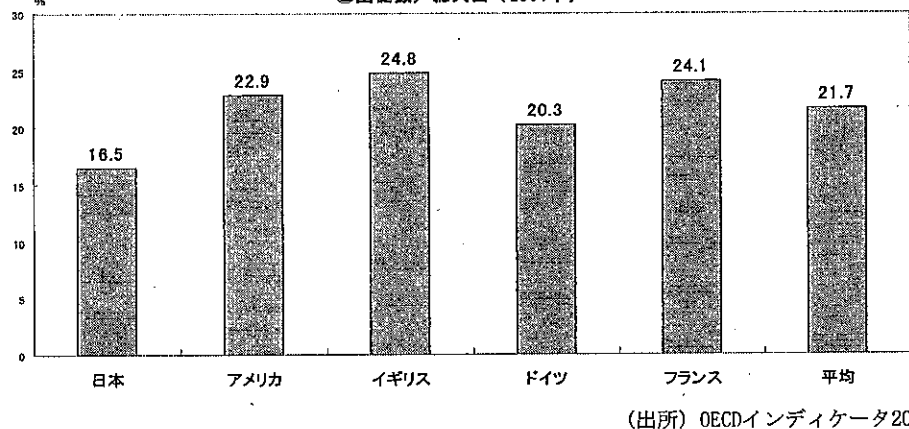
- わが国の公財政教育支出の対GDP比は主要先進国に比べて低い水準。
- しかし、わが国は、そもそも子どもが少なく、小さな政府でもある。
- 子どもの数、政府規模を勘案すれば、わが国の公財政教育支出は主要先進国(G5)平均を上回る水準。

①公財政教育支出／GDP（2004年）



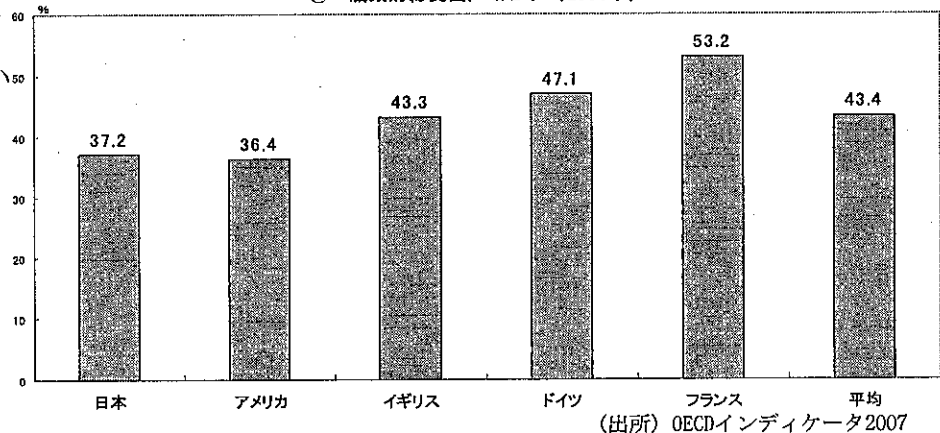
⇒わが国の公教育支出は本当に小さいのか

②生徒数／総人口（2004年）



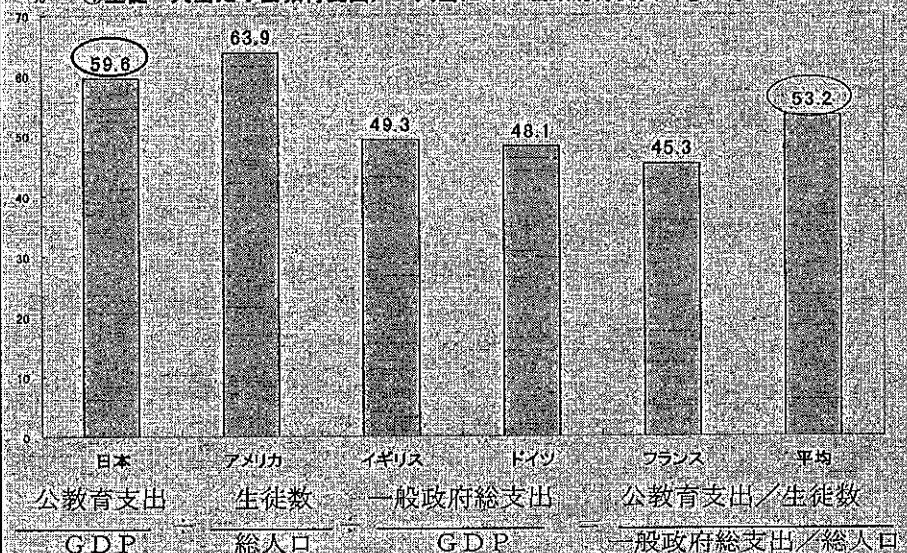
⇒わが国は、子どもが少ない

③一般政府総支出／GDP（2004年）

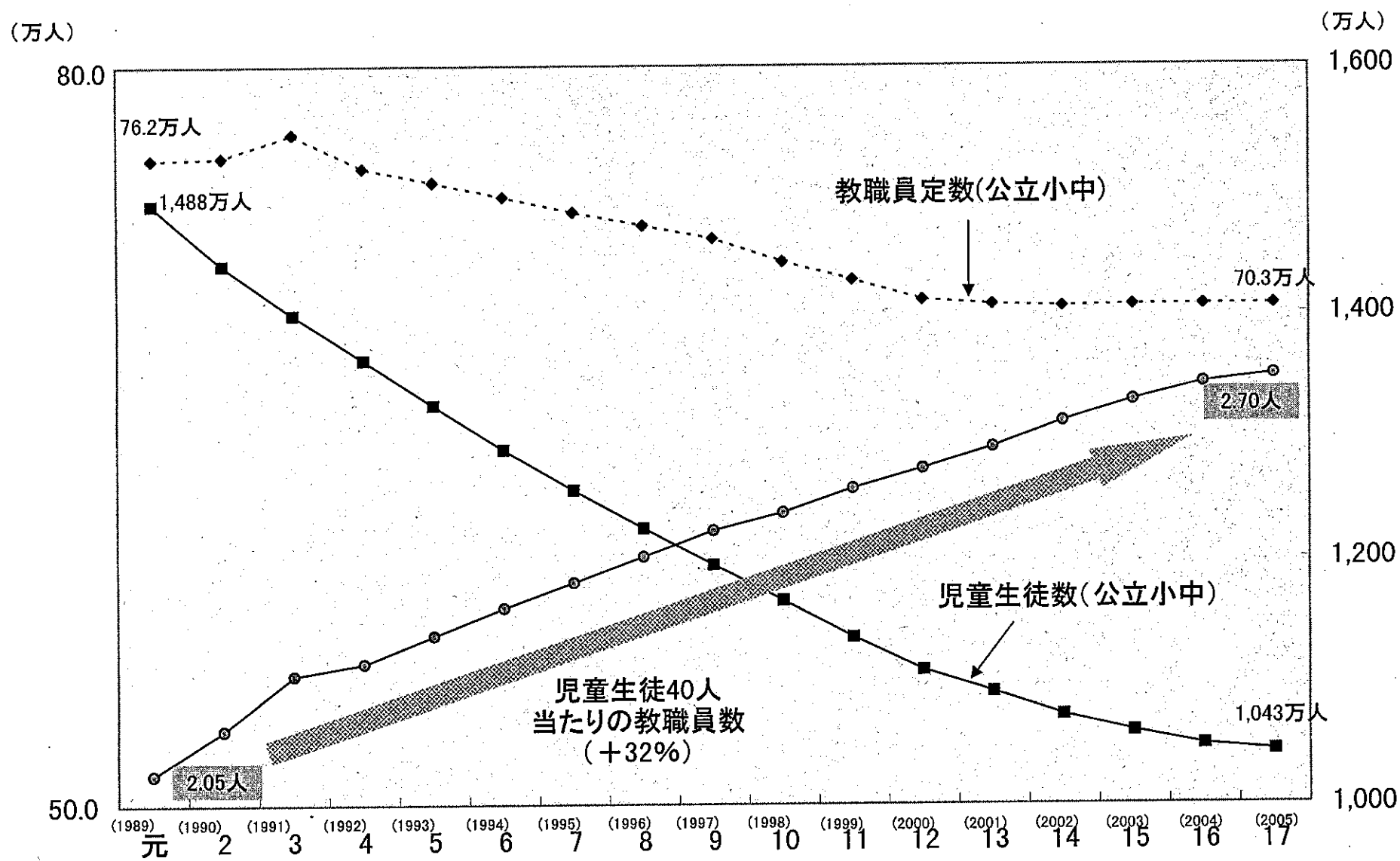


⇒わが国は、政府規模自体が小さい

④生徒一人当たり公教育支出／一人当たり一般政府総支出（①÷②÷③）



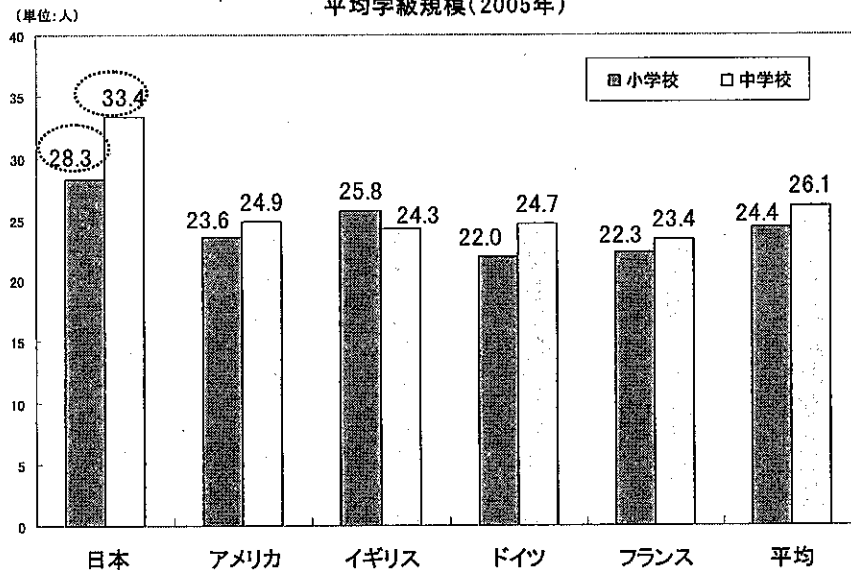
⇒子どもの数や政府規模を勘案すれば、公教育支出はG5平均を上回る



教員と生徒数の関係

- わが国の平均学級規模は主要先進国よりも大きい
- しかしながら、教員一人当たり生徒数は主要先進国と遜色のない水準。

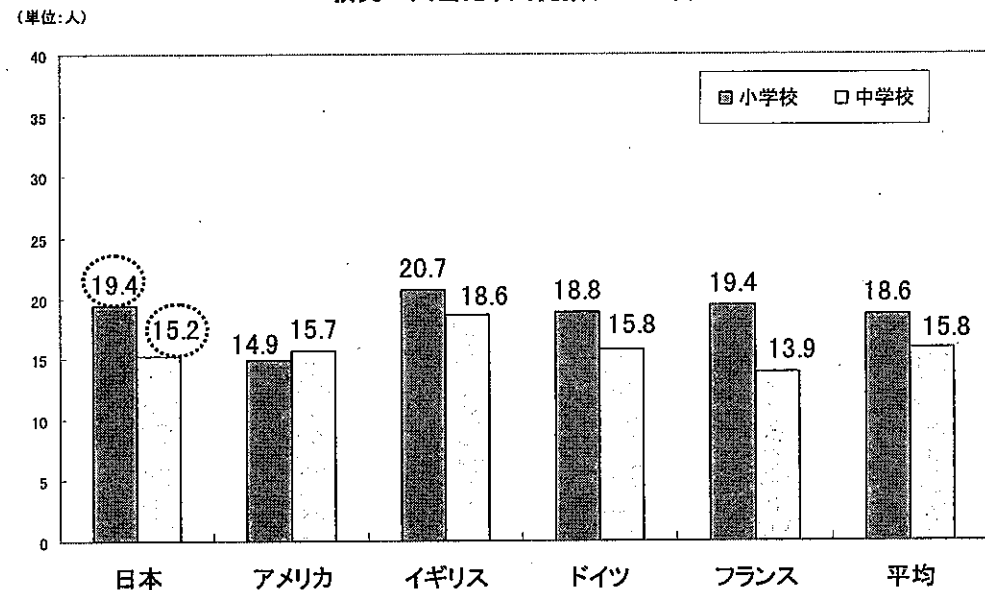
平均学級規模(2005年)



(出所)OECDインディケーター(2007年版)

(注)フランスの小学校のみ2003年

教員一人当たり生徒数(2005年)



(出所)OECDインディケーター(2007年版)

一般行政職と教員の給与比較

(平成13～17年度における5年間平均ベース)

(2001～2005)

一般行政職 給与月額 399,128円

本給 358,399円	時間外勤務手当 28,944円	職務給的 手当 10,892円	能率給的 手当 893円
----------------	--------------------	-----------------------	--------------------

11,323円
2.76%

教 員 給与月額 410,451円

本給 374,495円	(16,096円)	教職調整額 14,322円	義務教育等教 員特別手当 13,692円	職務給的 手当 7,931円
----------------	-----------	------------------	----------------------------	----------------------

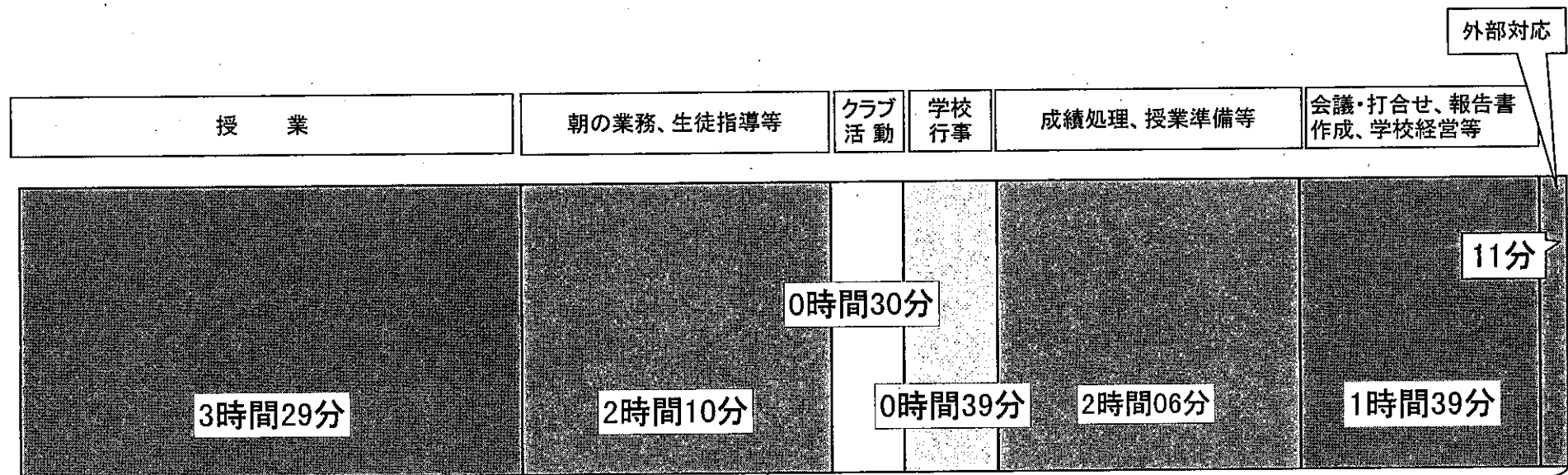
29,788円
7.26%



教員の優遇分

能率給的
手当
11円

勤務日・1日あたりのデータ(労働時間)(小・中学校教諭合計) 〈通 常 期〉

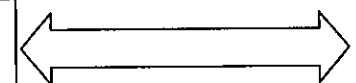


事務の合理化・簡素化、
地域の協力により縮減

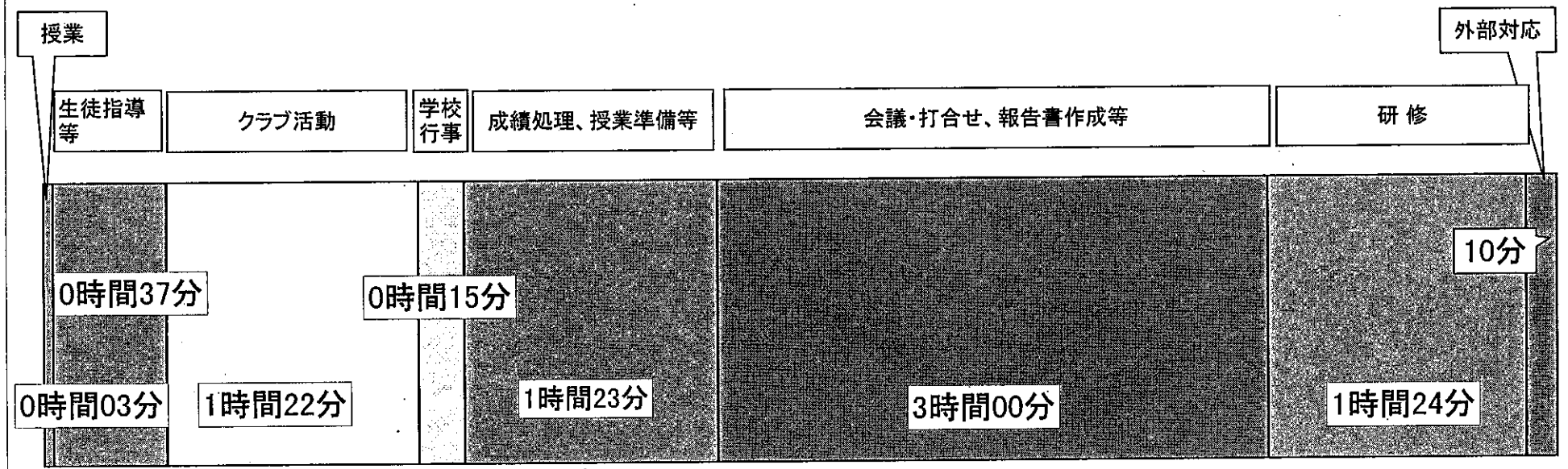
「子どもと向き合う時間」の増

(注) 文部科学省「教員勤務実態調査」(19年3月)を基に作成

残業時間
(1時間58分)

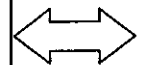


勤務日・1日あたりのデータ(労働時間)(小・中学校教諭合計) 〈夏期休業期〉



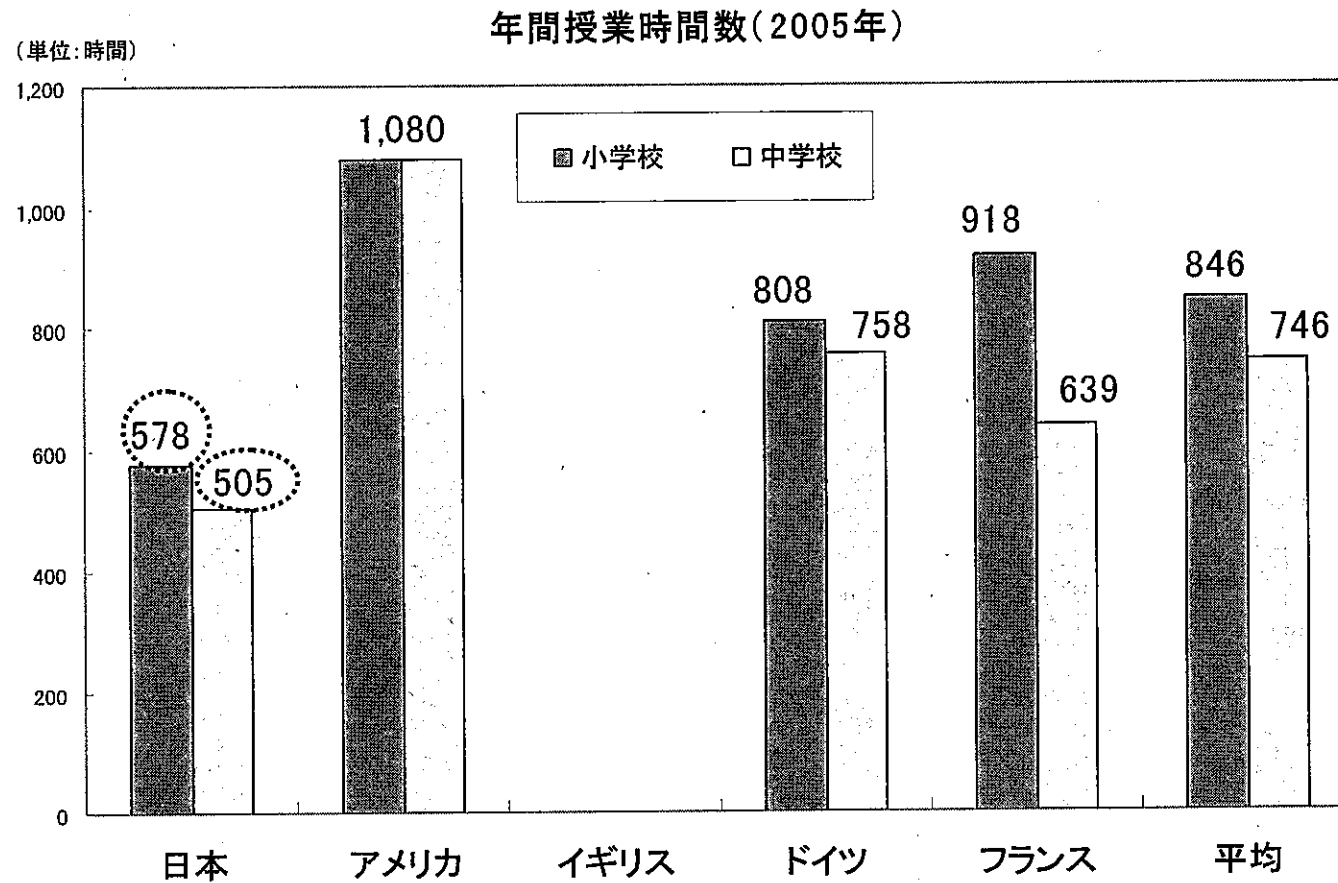
(注) 文部科学省「教員勤務実態調査」(19年3月)を基に作成

残業時間
(26分)



教員の年間授業時間数

□ わが国の教員一人当たりの年間授業時間数は主要先進国平均より3割少ない。



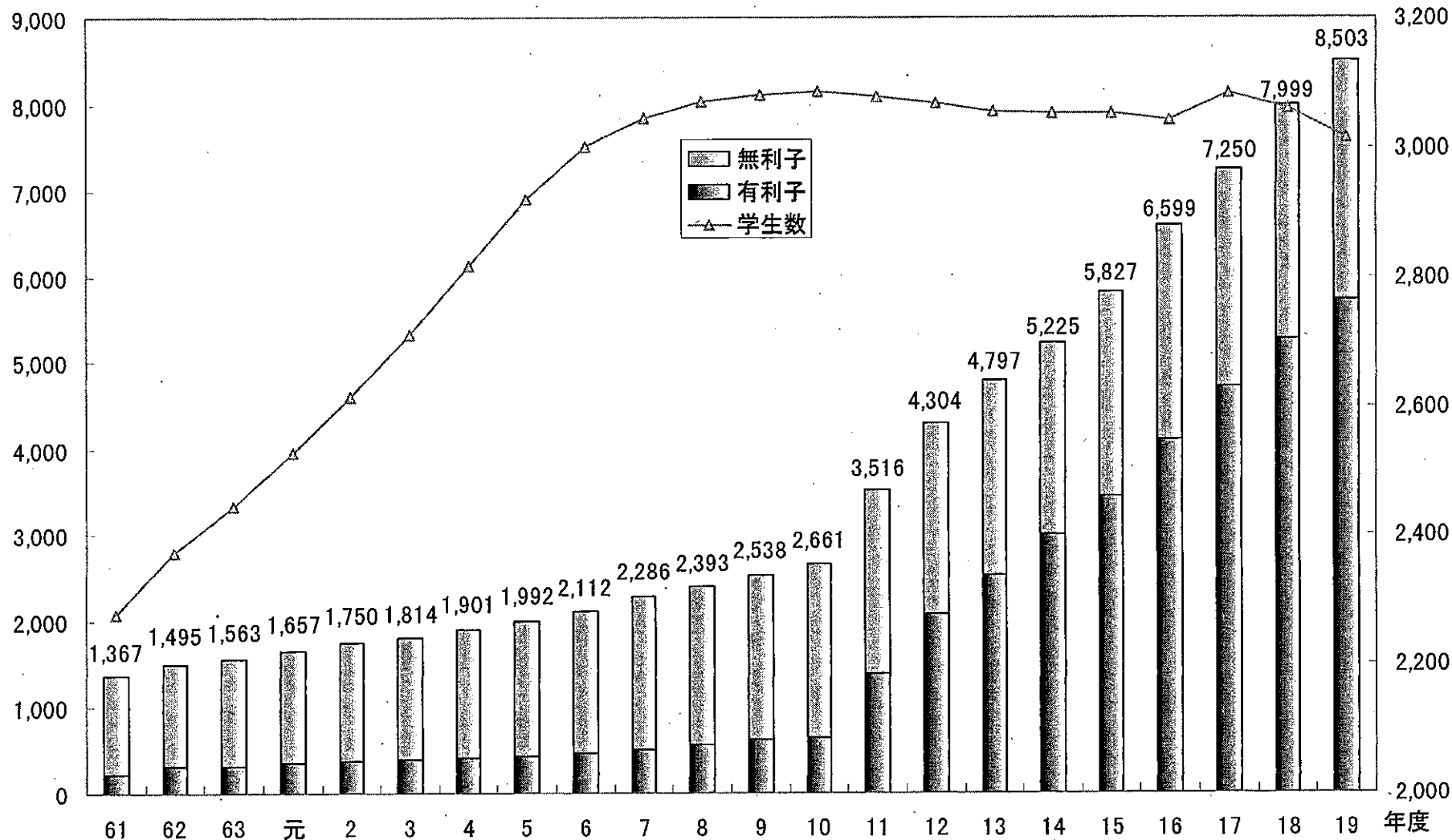
(出所)OECDインディケータ(2007年版)

(注)イギリスは不明

奨学金貸与金額と学生数の推移（高校除く）

貸与金額
(単位: 億円)

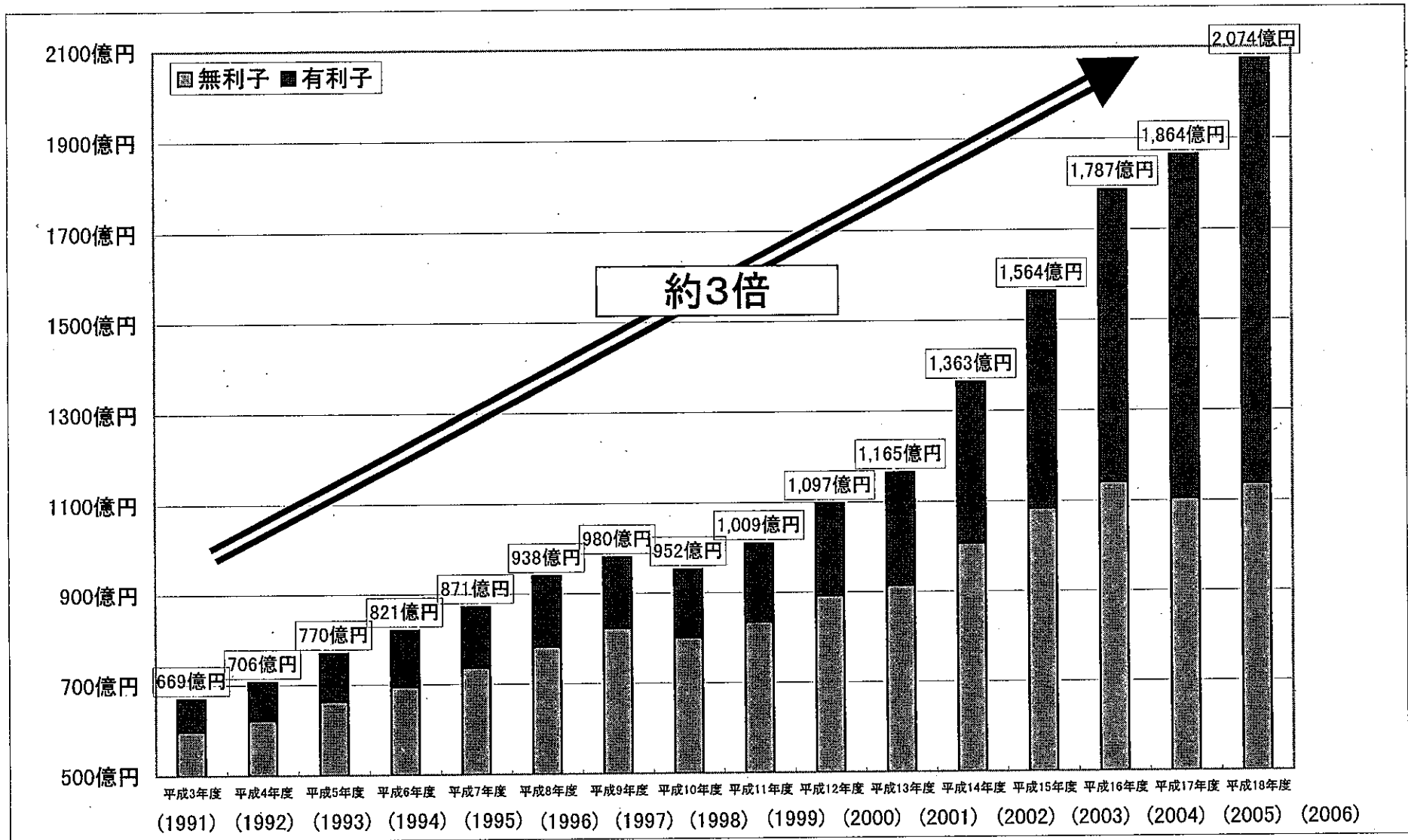
大学・短大学生数
(単位: 千人)



※昭和61年度から平成17年度は実績額、18・19年度は予算額。

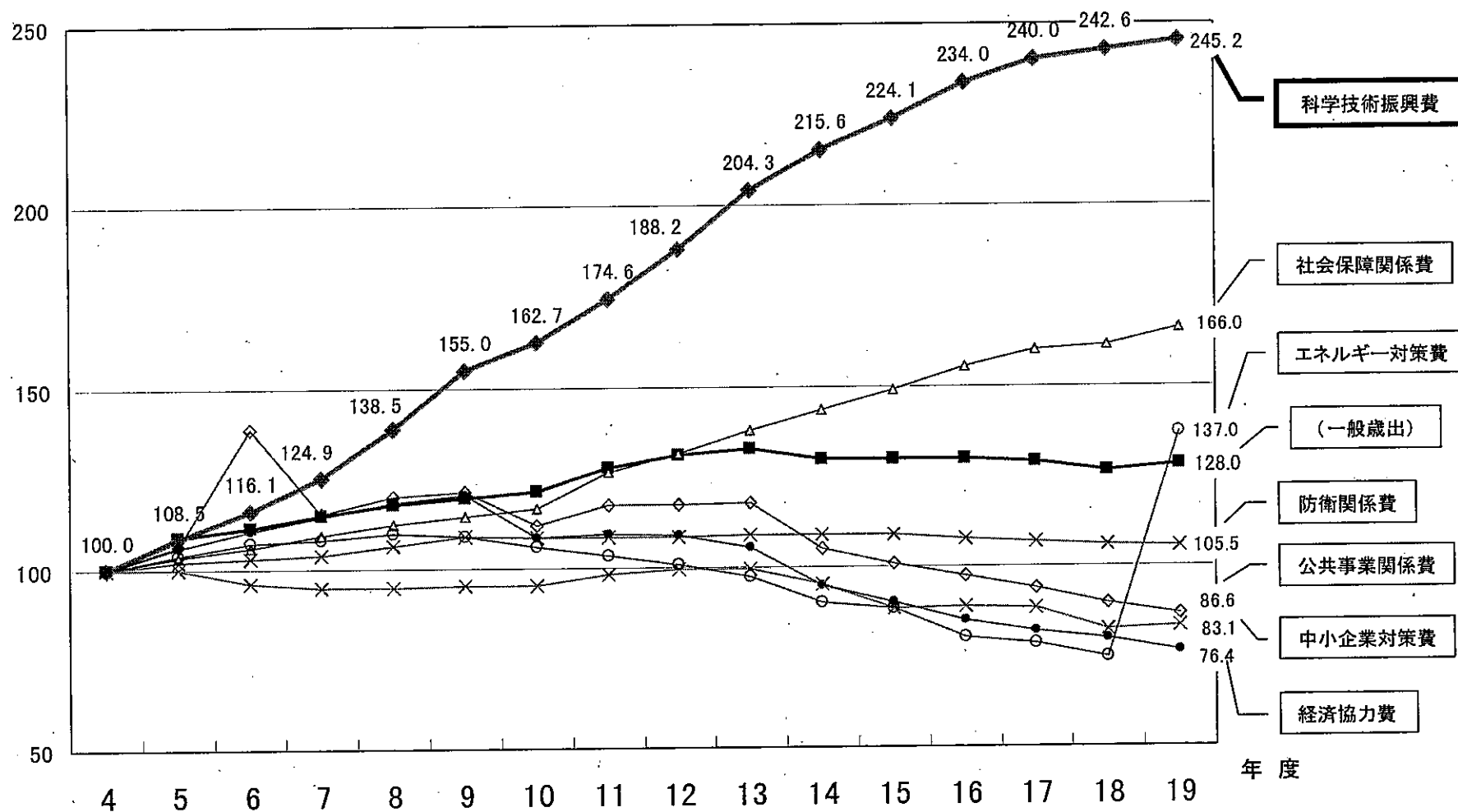
※貸与金額には、高等学校等奨学金事業交付金分を含む。

延滞債権額の推移



※ 延滞債権額とは、返還期限を3カ月以上経過してい延滞している債権の貸付元金残高である。

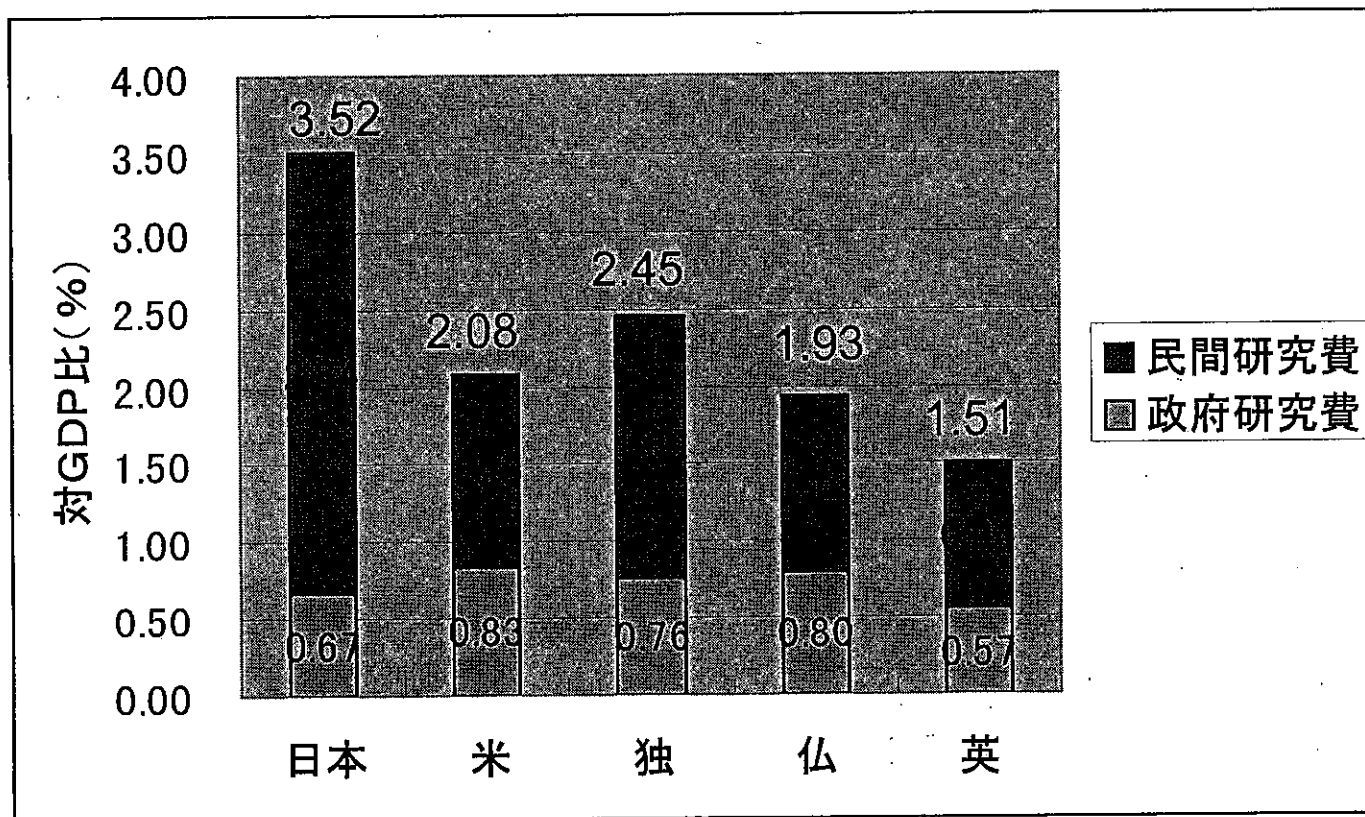
科学技術振興費と他の主要経費の対比



(注) 平成4年度を100とした場合の主要経費、一般歳出の当初予算の推移。

日本の政府・民間を合わせた研究開発費は 欧米を大きく上回る水準

主要国研究開発費の対GDP比

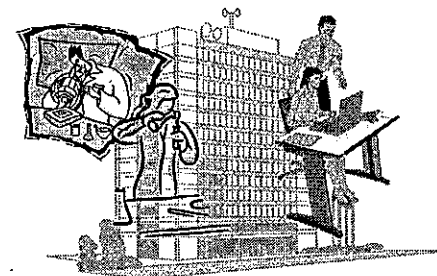


(注) 日本は2005年度、外国は2004年度の数値。国防研究費を除く。
出所: 平成19年版科学技術白書から試算

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)

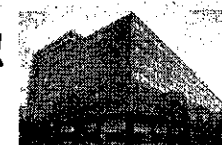
平成19年2月15日 文部科学省

1. 機関内の責任体系の明確化
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
3. 不正を発生させる要因の把握と防止対応計画の策定・実施
4. 研究費の適正な運営・管理活動
5. 情報の伝達を確保する体制の確立
6. モニタリングの在り方
7. 文部科学省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方



文部科学省の対応

- ガイドラインに基づく研究機関の体制整備状況を確認
- 必要に応じ、改善指導・是正措置の実施



※平成19年9月20日、独協医大において総額1億円以上の不正との報道

(注)平成18年度以前の事案

研究費の有効活用のため、不正防止の取組みの研究現場における実効性を検証していくことが必要

研究開発に係る独立行政法人への 支出もさらなる見直しの余地

主な研究開発独立行政法人のラスパイレス指数
(平成18年度、対国家公務員指数)

	事務系職員	研究職員
科学技術振興機構	127.1	-
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	126.1	-
理化学研究所	124.8	113.4
宇宙航空研究開発機構	123.8	104.7
新エネルギー・産業技術総合開発機構	123.6	-
日本原子力研究開発機構	121.5	109.4
日本学術振興会	121.0	-

(注)総合科学技術会議により研究開発独法と分類された法人のうち、
国の財政支出が大きなものを列挙。

出所:総務省「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成18年度)」

防衛関係費の推移

(億円)

	(1998) 10年度	(1999) 11年度	(2000) 12年度	(2001) 13年度	(2002) 14年度	(2003) 15年度	(2004) 16年度	(2005) 17年度	(2006) 18年度	(2007) 19年度	(2008) 20年度要求
人件・糧食費	21,739	21,674	22,034	22,269	22,273	22,188	21,654	21,562	21,337	21,018	20,953
(シェア)	44.0%	43.9%	44.6%	44.9%	44.9%	44.8%	44.2%	44.4%	44.3%	43.8%	43.3%
歳出化経費	18,128	18,192	17,839	17,744	17,818	18,010	17,638	17,478	17,542	17,738	17,560
(シェア)	36.7%	36.9%	36.1%	35.8%	36.0%	36.4%	36.0%	36.0%	36.4%	36.9%	36.3%
一般物件費	9,530	9,456	9,484	9,540	9,469	9,332	9,738	9,523	9,260	9,261	9,856
(シェア)	19.3%	19.2%	19.2%	19.3%	19.1%	18.8%	19.9%	19.6%	19.2%	19.3%	20.4%
合 計	49,397	49,322	49,358	49,553	49,560	49,530	49,030	48,564	48,139	48,016	48,370
(伸率)	△ 0.2	△ 0.2	0.1	0.4	0.0	△ 0.1	△ 1.0	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.3	0.7

人件・糧食費・・・隊員の給与、退職金、営内での食事など

歳出化経費・・・前年度以前の契約に基づき、当年度に支払われる経費(戦車、護衛艦、戦闘機など)

一般物件費・・・装備品の修理・油購入等の活動経費、基地周辺対策費、在日米軍駐留経費負担など

(注) SACO・米軍再編(地元負担軽減)を含む。

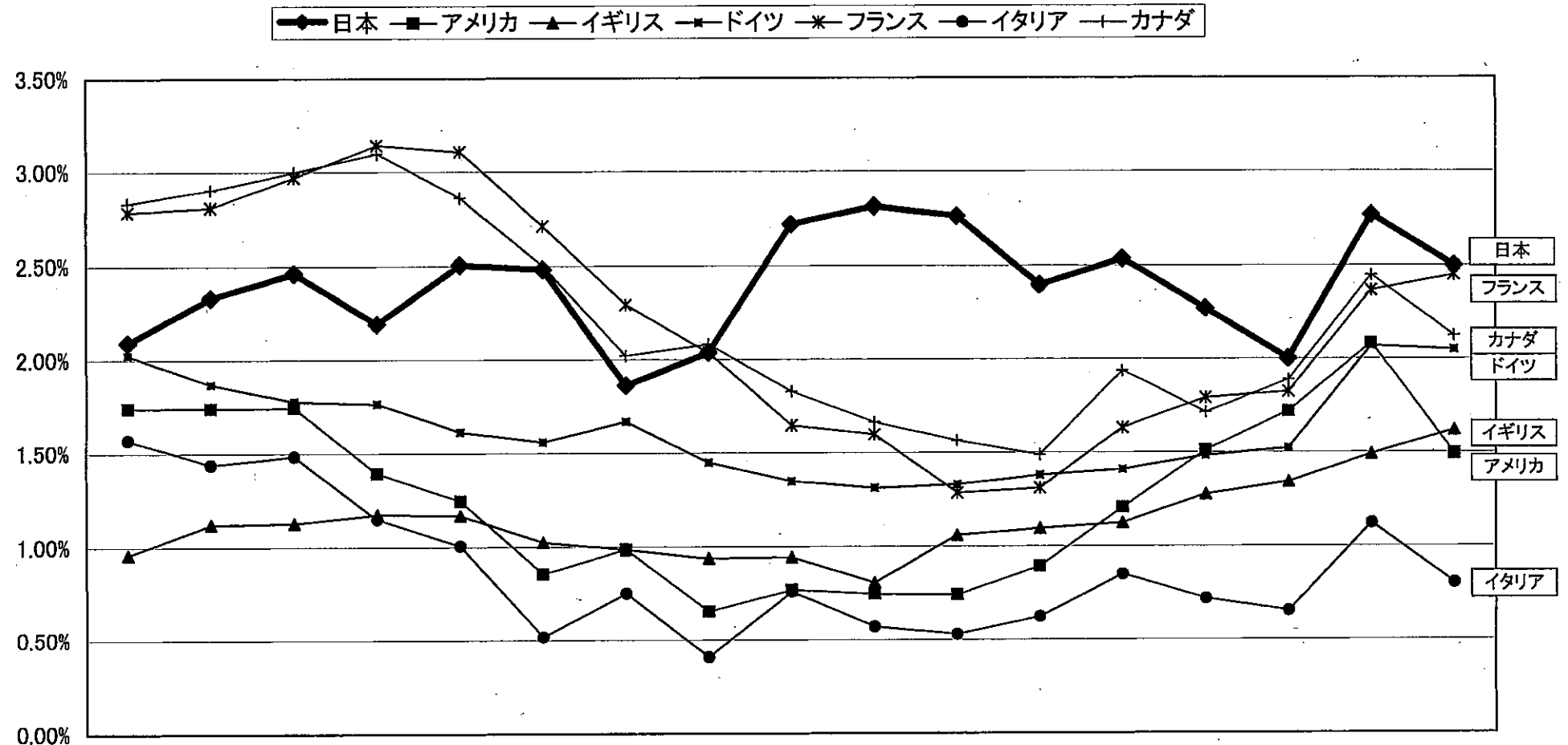
予算と後年度負担の推移

(億円)

		(1998) 1 0 年 度	(1999) 1 1 年 度	(2000) 1 2 年 度	(2001) 1 3 年 度	(2002) 1 4 年 度	(2003) 1 5 年 度	(2004) 1 6 年 度	(2005) 1 7 年 度	(2006) 1 8 年 度	(2007) 1 9 年 度	(2008) 20年度要求
当 初 予 算 額		49,397	49,322	49,358	49,553	49,560	49,530	49,030	48,564	48,139	48,016	48,370
伸 率		△ 0.2	△ 0.2	0.1	0.4	0.0	△ 0.1	△ 1.0	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.3	0.7
後年度負担額	新 規 分	17,544	17,839	17,537	17,609	17,693	17,773	17,906	17,874	17,943	17,984	19,594
	伸 率	△ 7.4	1.7	△ 1.7	0.4	0.5	0.5	0.8	△ 0.2	0.4	0.2	8.9
	既 定 分	13,528	12,688	12,347	12,180	12,260	11,917	11,611	11,954	12,342	12,333	12,615
	伸 率	8.4	△ 6.2	△ 2.7	△ 1.4	0.7	△ 2.8	△ 2.6	3.0	3.2	△ 0.1	2.3
	合 計	31,073	30,527	29,884	29,789	29,952	29,690	29,517	29,828	30,285	30,317	32,209
	伸 率	△ 1.1	△ 1.8	△ 2.1	△ 0.3	0.5	△ 0.9	△ 0.6	1.1	1.5	0.1	6.2

(注) SACO・米軍再編(地元負担軽減)を含む。

G7各国のODA実績対国税収入の推移



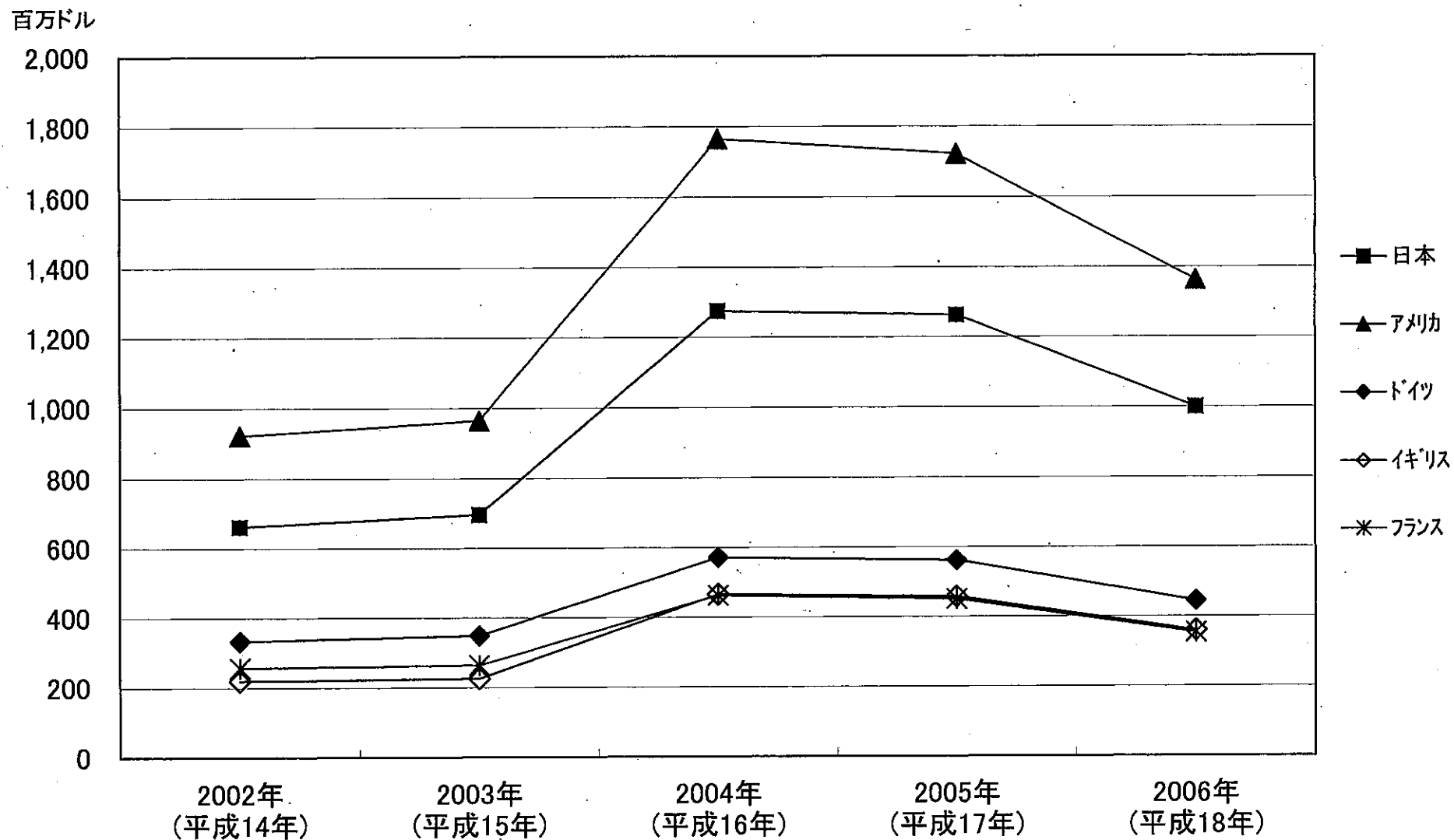
	1990(平2)	1991(平3)	1992(平4)	1993(平5)	1994(平6)	1995(平7)	1996(平8)	1997(平9)	1998(平10)	1999(平11)	2000(平12)	2001(平13)	2002(平14)	2003(平15)	2004(平16)	2005(平17)	2006(平18)
日本	2.09%	2.33%	2.46%	2.19%	2.51%	2.48%	1.86%	2.04%	2.72%	2.81%	2.76%	2.39%	2.54%	2.27%	2.00%	2.77%	2.50%
アメリカ	1.74%	1.74%	1.74%	1.39%	1.25%	0.86%	0.99%	0.65%	0.77%	0.75%	0.74%	0.89%	1.21%	1.51%	1.72%	2.08%	1.49%
イギリス	0.96%	1.12%	1.13%	1.17%	1.17%	1.03%	0.99%	0.94%	0.94%	0.81%	1.06%	1.09%	1.12%	1.28%	1.34%	1.49%	1.62%
ドイツ	2.02%	1.87%	1.78%	1.76%	1.61%	1.56%	1.67%	1.45%	1.35%	1.31%	1.33%	1.38%	1.41%	1.48%	1.52%	2.07%	2.05%
フランス	2.79%	2.81%	2.97%	3.14%	3.11%	2.71%	2.29%	2.04%	1.65%	1.60%	1.29%	1.31%	1.63%	1.79%	1.82%	2.37%	2.45%
イタリア	1.57%	1.44%	1.48%	1.15%	1.01%	0.52%	0.75%	0.41%	0.76%	0.57%	0.53%	0.62%	0.85%	0.72%	0.65%	1.12%	0.80%
カナダ	2.83%	2.90%	3.00%	3.10%	2.86%	2.50%	2.02%	2.08%	1.83%	1.66%	1.56%	1.49%	1.94%	1.71%	1.88%	2.45%	2.12%

出典: DAC報告、国税庁統計年報書。

(注): 換算レートは、DACレートによる。

2005、2006年の日本以外の国における国税収入については予算額ベース。

各国の国連通常分担金及びPKO分担金合計額の推移



(出典:国連事務局文書)

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(抜粋)

2006 年

平成 18 年 7 月 7 日 閣議決定

国際競争力の強化

- 「今後 5 年間の ODA 事業量について 100 億ドルの積み増しを目指す」との国際公約を着実に実施する。このため円借款を積極的に活用する。また、現地の実施体制の抜本的強化を図る。同時に、無償・技術協力を中心に、少なくとも公共事業について行われたような包括的な事業コスト削減目標（例えば 2010 年までに 15%削減）を援助の内容等に応じ設定し、コスト削減の工程表を策定する。

政府開発援助（ODA）

- 「今後 3 年間でアフリカ向け ODA を倍増し、引き続きその中心を贈与とする」、「今後 5 年間の ODA 事業量について、2004 年実績をベースとする額と比較して 100 億ドルの積み増しを目指す」等の政府の対外公約は、確実にこれを達成する。
- その際、財政が極めて厳しい状況にある中で、ODA に対する国民の理解を得ていくためには、今後、援助の「質」の向上を実現していく必要があり、コスト面で大胆な効率化を行う一方で開発効果を高めるとともに、供与対象国・分野の更なる戦略的重点化を図る。
- ODA 予算については、コスト削減や予算の厳選・重点化等を通じ、国内と同様、これまでの改革努力を継続しつつ、ODA 事業量は必要量を確保する。
- ただし、我が国外交の戦略的・効果的な展開のためには、これにより難しい場合も考えられる。そうした場合、これまでの改革努力の継続を基本としつつ、我が国経済や国際情勢の変化を勘案しながら、そのペースを半減する範囲内で対応できるよう、予算の効率化・重点化に努めるものとする。
- このため、今後、以下を重点的に推進していく。
 - ・ 徹底したコスト削減を前提に費用対効果を最大化
 - ① 包括的かつ実効的なコスト削減目標・計画を策定
 - ② 国際競争入札の導入拡大
 - ③ JICA の徹底的な効率化（人件費・事業費等の節減）
 - ④ 在外公館関連経費等の合理化 等
 - ・ 供与対象国・分野の更なる戦略的重点化
 - ① 外交効果の検証と国民への説明強化
 - ② NGO・民間との戦略的連携・活用
 - ③ 相手国の自立的発展につながる事業を厳選
 - ④ 資源獲得戦略の一環としての活用 等

〔別表〕 今後 5 年間の歳出改革の概要
ODA ▲4%～▲2%

「経済財政改革の基本方針 2007」(抄)

(抜粋)

2007 年

平成 19 年 6 月 19 日

閣 議 決 定

第2章 成長力の強化

2. グローバル化改革

(5)総合的な外交力

国益の増進に資する世界戦略を展開するため、経済連携の推進、戦略的な援助の充実、対外発信力の発揮、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能について、在外公館、マンパワー等の外交力実施体制を中核とし、総合的な外交力を強化する。

(6)地球規模の課題等に対するリーダーシップの発揮

来年、G8北海道洞爺湖サミットやアフリカ開発会議を主催することにかんがみ、地球規模の課題への対応に関して国際社会でリーダーシップを発揮する。また、アジアの共通課題に取り組むため、「東アジア・アセアン経済研究センター」を創設する。

第3章 21世紀型行財政システムの構築

1. 歳出・歳入一体改革の実現

【改革のポイント】

2. 平成20年度予算は、この歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であることから、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行う。

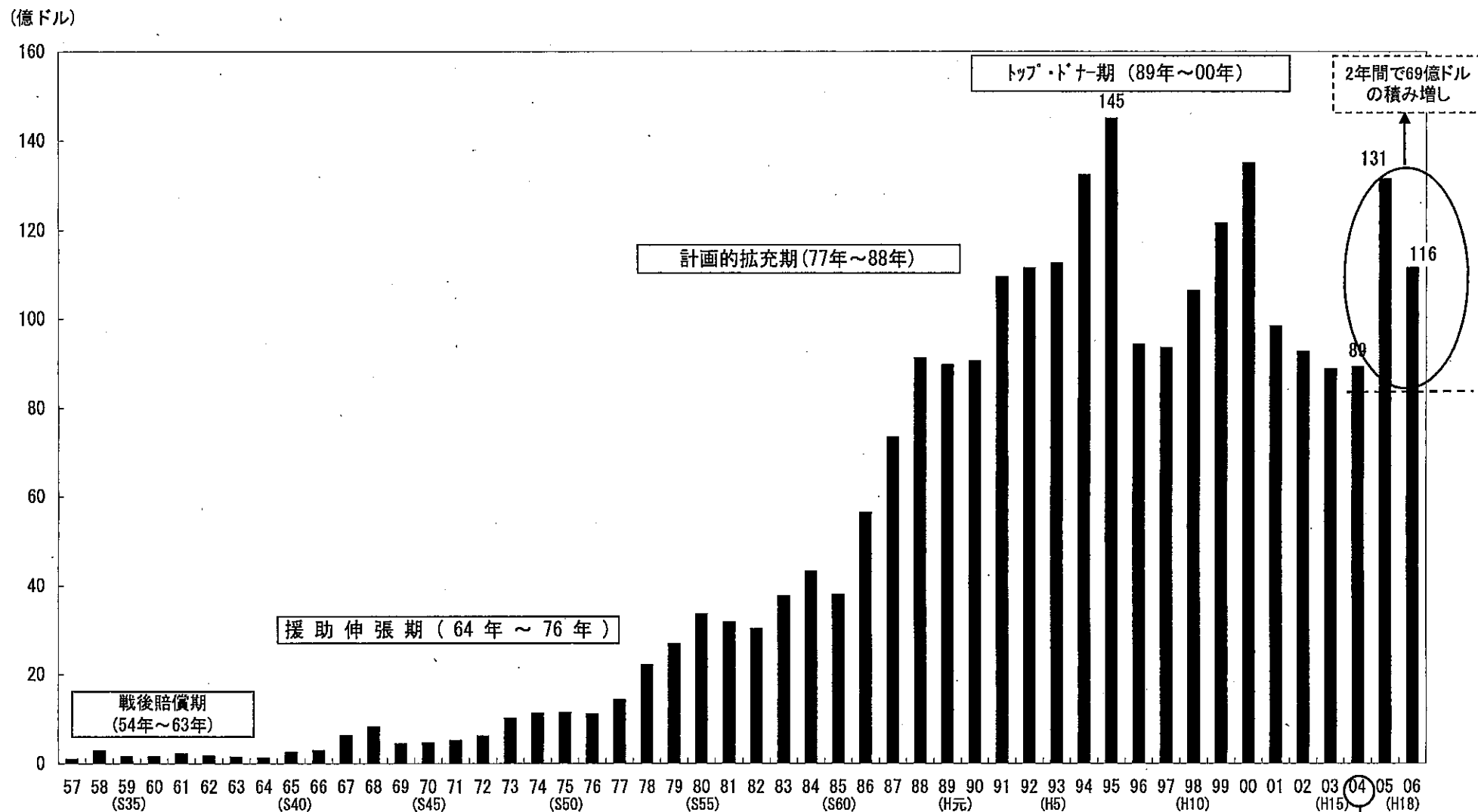
第4章 持続的で安心できる社会の実現

1. 環境立国戦略

(2)2013 年以降の国際枠組み構築に向けたリーダーシップの発揮等

- ・「2050 年半減」の長期目標の実現に向けて、「革新的技術の開発」とそれを中核とする「低炭素社会づくり」という長期のビジョンとその実現への道筋を平成 20 年の北海道洞爺湖サミットに向けて明らかにする。
- ・「美しい星 50」に示された3提案・3原則に基づき、我が国のリーダーシップの下で成功した、平成 19 年のハイリゲンドダムサミットでの合意を基礎として、平成 20 年の北海道洞爺湖サミットにおいて、2013 年以降の具体的枠組みづくりに成果を挙げられるよう取り組む。
- ・同原則を実現していくため、途上国支援のためのある程度の長期で相当規模の新たな「資金メカニズム」の構築を検討し、国際社会にも同調を呼びかけ、協調して行う。また、エネルギー効率の向上に関する国際的取組を世界に拡大するとともに、原子力の安全で平和的な利用拡大のための国際的取組・支援を推進する。さらに、途上国の公害対策と温暖化対策の一体的取組のための協力方策や、排出量取引、経済的インセンティブなどの手法を、施策の効果や経済への影響など幅広い観点から検討する。

我が国のODA実績（ネット）の推移



注：東欧及びEBRD向けを除く。

：支出純額ベース。

：ODAの概念は、1969年DAC援助条件勧告において成立、それ以前は政府資金として整理。

：2006年については暫定値。

第1次中期目標

第2次中期目標

第3次中期目標

第5次中期目標

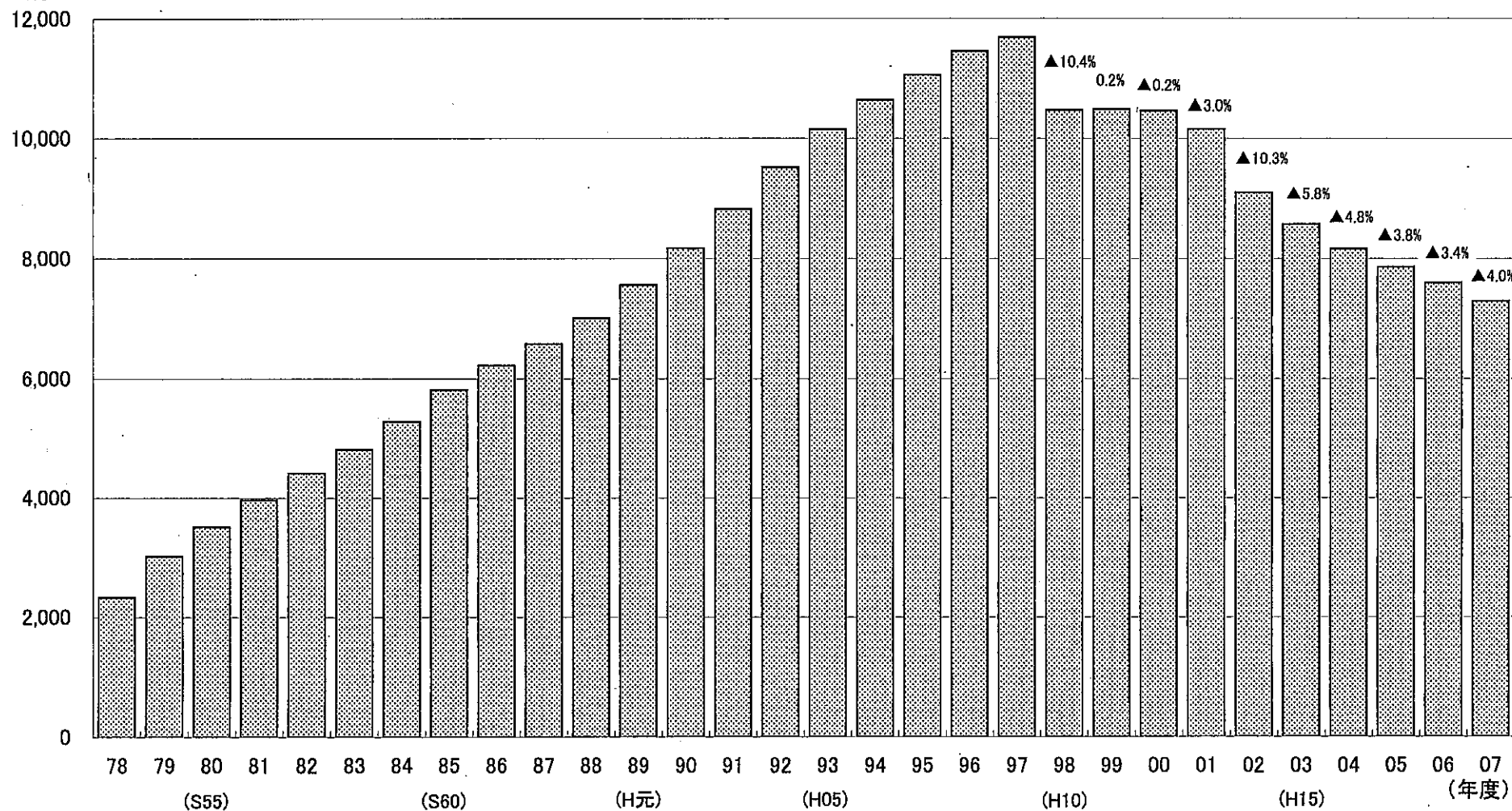
第4次中期目標

中期政策

「100億ドル」コミットメントの基準年

一般会計ODA予算の推移

(億円)



(単位:億円)

年度	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07
予 算 額	2,332	3,022	3,516	3,965	4,417	4,813	5,281	5,810	6,220	6,580	7,010	7,557	8,175	8,831	9,522	10,144	10,634	11,061	11,452	11,687	10,473	10,489	10,466	10,152	9,106	8,578	8,169	7,862	7,597	7,293
対前年度増減額	484	690	494	449	452	396	468	529	410	360	430	547	618	656	691	622	490	427	390	235	▲1,214	16	▲23	▲314	▲1,046	▲529	▲409	▲307	▲265	▲304
伸 率 (%)	26.2	29.6	16.3	12.7	11.4	8.9	9.7	10.0	7.0	5.8	6.5	7.8	8.2	8.0	7.8	6.5	4.8	4.0	3.5	2.1	▲10.4	0.2	▲0.2	▲3.0	▲10.3	▲5.8	▲4.8	▲3.8	▲3.4	▲4.0

外交力強化に係る機構・定員の拡充について

(単位:箇所)

機構(在外公館)	2006(平成18)年度末公館数	2007(平成19)年度査定		2007(平成19)年度末公館数	2008(平成20)年度要求		2008(平成20)年度末公館数
		新設	廃止		新設	廃止	
在外公館合計	189	6	▲ 1	194	8	▲ 1	201
大使館	117	6		123	6		129
		◎ミクロネシア ◎リトアニア ◎ボスニア・ヘルツェゴビナ ・マラウイ ・ボツワナ ・マリ			・トンガ ・ラトビア ・グルジア ・バルバトス ・ブルキナファソ ・モーリタニア		
総領事館	65		▲ 1	64	2	▲ 1	65
			・ニューオリンズ		・青島 ・ナッシュビル	・マカッサル	
政府代表部	7			7			7

※1 ◎はコンパクト公館。

※2 19年度には、上記のほか、新設大使館2(タジキスタン、モーリタニア)、新設総領事館3(バンガロール、青島、ナッシュビル)の要求があった。

(単位:人)

(定 員)	2006(平成18)年度末	2007(平成19)年度査定				2007(平成19)年度末	2008(平成20)年度要求					2008(平成20)年度末
		新規増員	合理化削減	アタッシェ振替	差引		新規増員	合理化削減	新規減員	アタッシェ振替	差引	
外務省合計	5,453	214	▲ 182	19	51	5,504	242	▲ 42	▲ 99	21	122	5,626
本省	2,167	63	▲ 64		▲ 1	2,166	94	▲ 9	▲ 36		49	2,215
在外公館	3,286	151	▲ 118	19	52	3,338	148	▲ 33	▲ 63	21	73	3,411

在 外 公 館 の 設 置 状 況

2007(平成19)年度末現在

(単位:箇所)

在外公館の数		実 館								兼 館							
		アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
大使館	191	19	5	2	21	34	15	27	123	2	9		12	19		26	68
総領事館	70	19	5	18	6	13	3		64	2	1		1	2			6
政府代表部	8			1		6			7			1					1
計	269	38	10	21	27	53	18	27	194	4	10	1	13	21	0	26	75

＜参考＞1カ国内に複数の在外公館(実館)が設置されている主な国

(単位:人、社、箇所)

	在留邦人 数	進出企業 数	各国在外公館設置数(含む大使館)								
			日本	米	英	仏	独	伊	加	露	中
アメリカ合衆国	370,386	5,304	15	—	12	10	9	11	20	5	6
ブラジル	64,802	354	7	4	4	4	5	7	3	3	3
中華人民共和国	125,417	10,758	6	6	5	6	5	4	5	4	—
カナダ	44,158	616	5	8	4	6	4	5	—	3	4
インドネシア	11,090	1,376	5	2	2	1	1	1	1	1	1
ロシア	2,203	302	5	4	3	2	5	2	2	—	3
ドイツ	33,608	1,227	5	6	3	7	—	15	4	5	3
インド	2,299	462	4	4	4	3	4	3	4	4	2

※1 各国在外公館数は日本:2007(平成19)年度末現在、各国:2006(平成18年)10月現在である。

※2 在留邦人:2006(平成18年)10月現在、進出企業数:2005(平成17年)10月現在である。

※3 網かけは日本より設置数が少ない国

大使館の新設・運営経費 モデル試算

未定稿

※この試算は、アフリカ地域の館員15人、現地職員22人規模の公館をモデルケースに試算したものであり、他地域、人数規模、現地事情等により、大幅に増減する場合がある。

(新設経費:イニシャルコスト)

約3億7,400万円

主な内訳

- 車両購入4台(館長車、館用車、防弾車、緊急装備付車両) 5,600万円
- 館員赴任旅費 3,800万円
- 公邸用食器 800万円
- 査証・旅券関係経費 1,800万円
- 警備対策等設備整備・工事 9,900万円
- インターネット、ネットワーク構築経費 2,900万円
- 開館準備経費 1,900万円
- 自家発電機 7,500万円

(運営経費:ランニングコスト)

約4億9,700万円

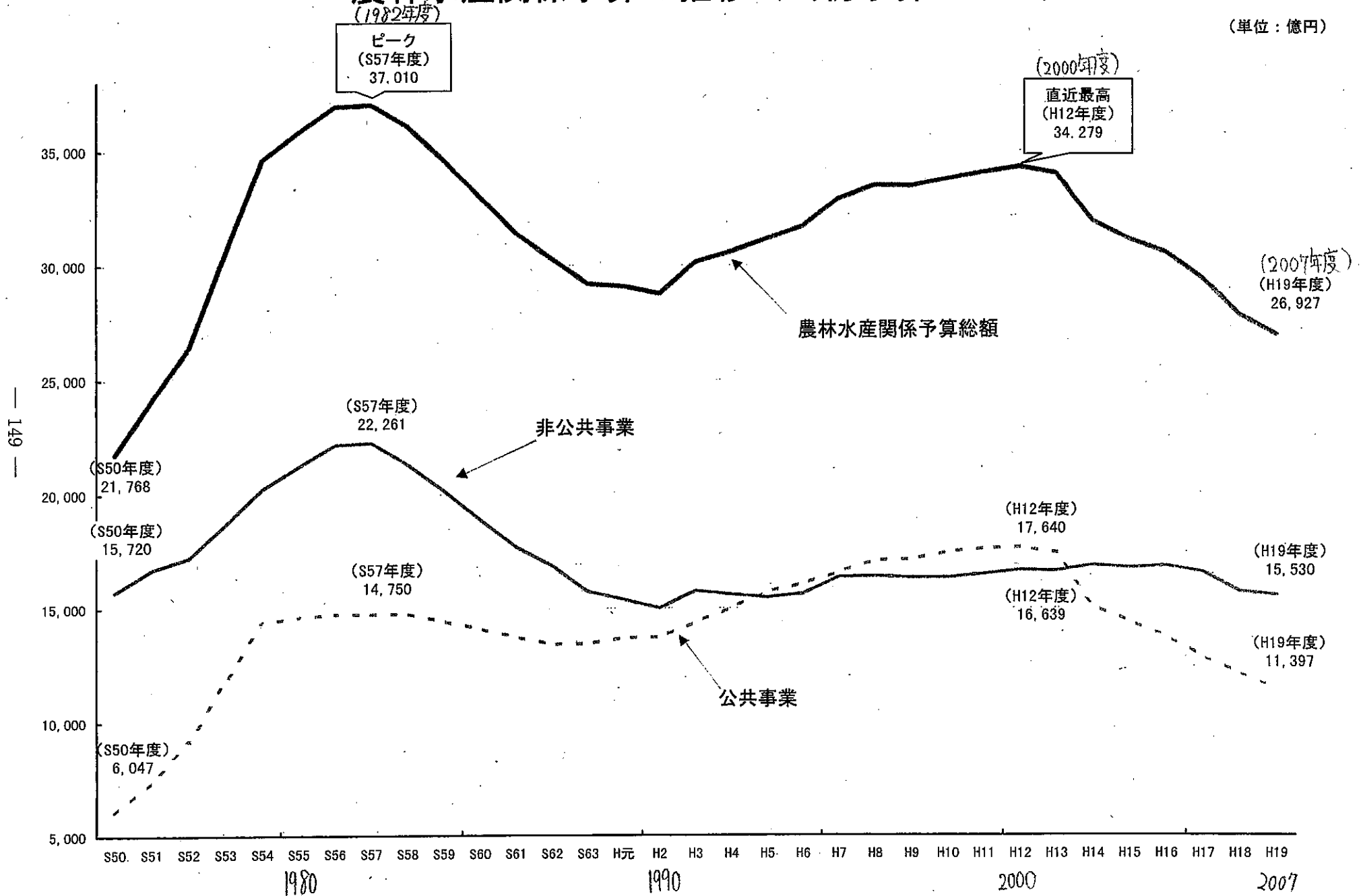
主な内訳

- 館員人件費 2億1,200万円
- 現地職員人件費 3,500万円
- 公邸料理人、専門調査員、派遣員等への謝金 3,800万円
- 光熱費等庁費 3,000万円
- 人的交流経費(会食・レセプション) 800万円
- インターネット、ネットワーク運用経費 4,600万円
- 事務所・公邸借料 7,700万円
- 業務旅費等 3,600万円

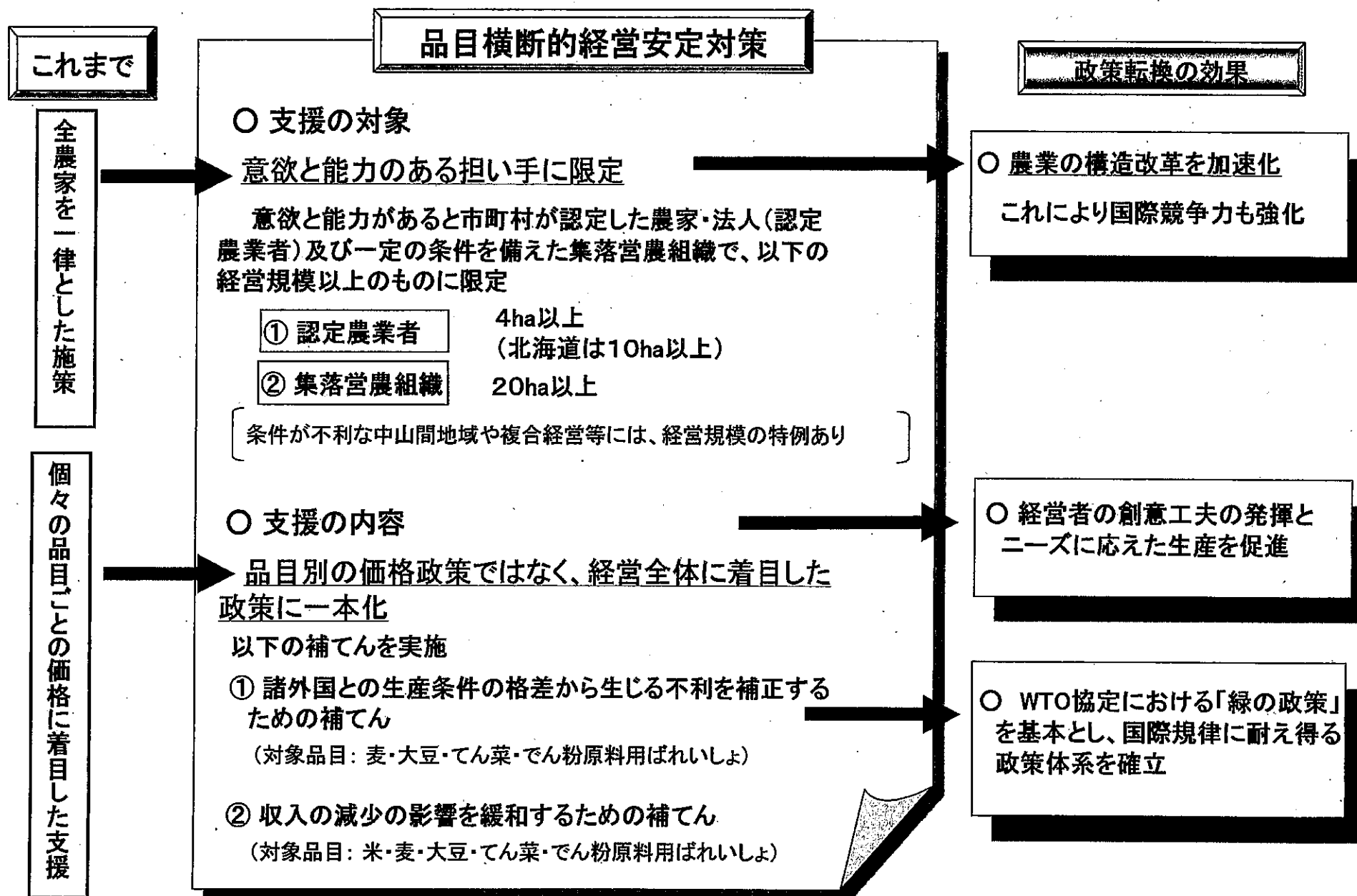
合計:約8億7,100万円

農林水産関係予算の推移（当初予算ベース）

（単位：億円）

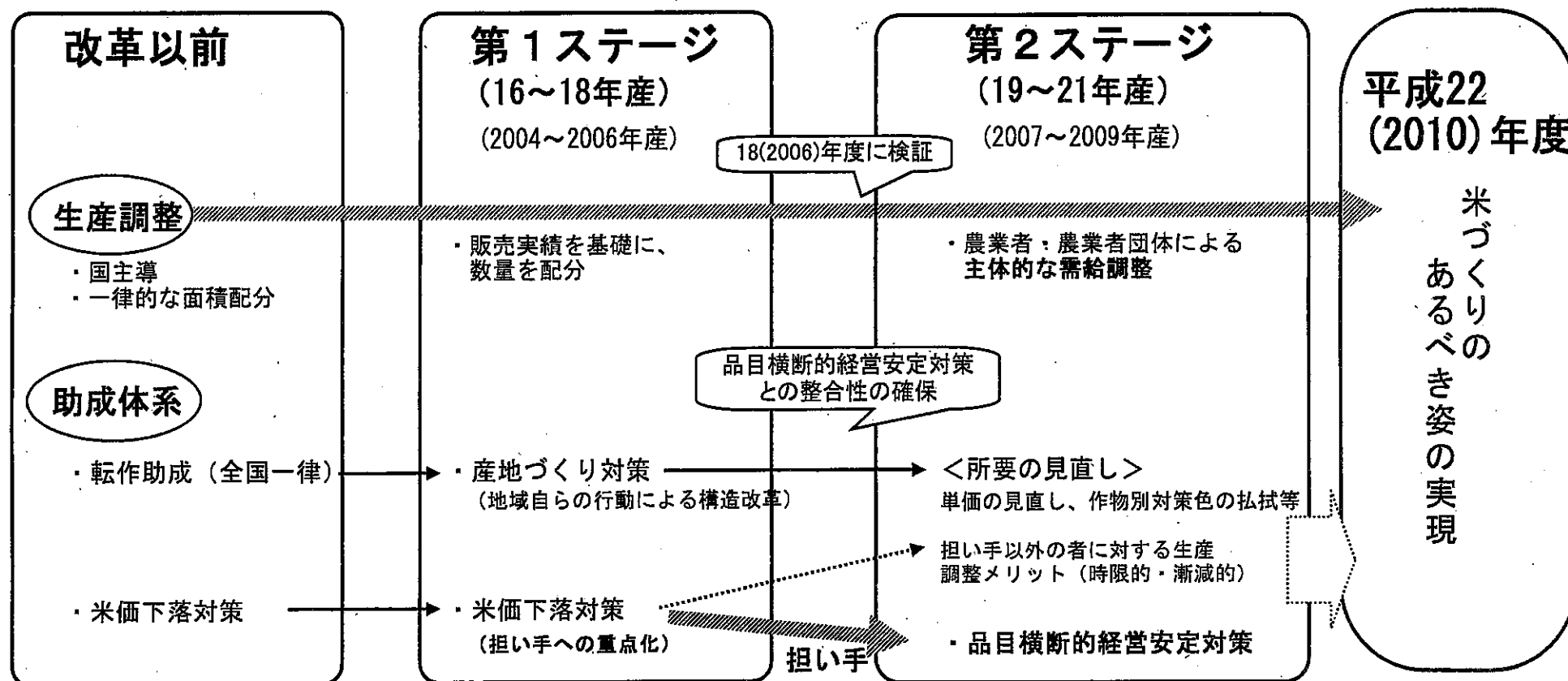


品目横断的経営安定対策のポイント



米政策改革の推進

- 平成14(2002)年12月に「米政策改革大綱」を決定。平成22(2010)年度に「米づくりのあるべき姿」の実現を目指す。
- 「米づくりの本来あるべき姿」(米政策改革基本要綱(平成15(2003)年7月)より)
 - … 経営判断等の基礎となる需給・価格情報を踏まえ、農業者や産地が自らの判断により適量の米生産を行う等、主体的に需給調整が実施されていること
- 米の生産調整については、16(2004)年産から、国が一律的に「転作面積」を配分する方式から、販売実績を基礎として設定した「作る数量」を配分する方式に転換した上で、19(2007)年産から、国・都道府県等から提供される需給に関する情報や市場シグナルを基に、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を行うシステムへ移行。



※以上のほか、過剰米対策の支援がある。

農地政策改革の検討方向

- 我が国の農業・農村は、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加、担い手の農地の分散化等の課題に直面
- ↓
- これらの課題に対処すべく、本年度から品目横断的経営安定対策等の農政改革を本格的にスタート
- ↓
- 農地についても、その政策を見直し、現在進めている農政改革を後押しすることが重要

農地政策の検討の方向

<目的：農地の有効利用を確保>

担い手による安定した農地利用の実現を通じてその経営発展を図る

【①認定農業者等の担い手に農地を面的に集積 ②多様な主体による農業参入 ③耕作放棄地の解消】

<これまでの農地政策>

<見直しの方向>

1 担い手の農地の現状 ○ 担い手の農地の量的な規模拡大は一定程度進んだものの、質的には農地が分散した状態	担い手への農地の面的集積の促進 ○ 効率的な農業経営の発展を目指す観点から、公的な関与の下、農地の利用調整を図り、認定農業者等の担い手に面としてまとまった形で農地の集積を加速化
2 農地の権利規制 ○ これまでは、所有権と賃借権は同様に厳しい規制	権利規制に係る一般原則を再整理 ○ 所有権と賃借権の規制を切り離し、農地の有効利用を促す観点から、賃借権についての規制を緩和することで、多様な主体による農業参入等を推進
3 耕作放棄地問題 ○ 耕作放棄地について、農業委員会が指導等	耕作放棄地対策の促進 ○ 耕作放棄地の現況把握、状況に応じて解消するための支援措置
4 優良農地の転用調整問題 ○ 学校や病院等の公共転用について、農地の転用許可が不要	優良農地の確保 ○ 学校や病院等の公共転用についても許可対象とする ○ 農用地区域からの除外を厳格化

行革推進法におけるエネルギー特会の改革について

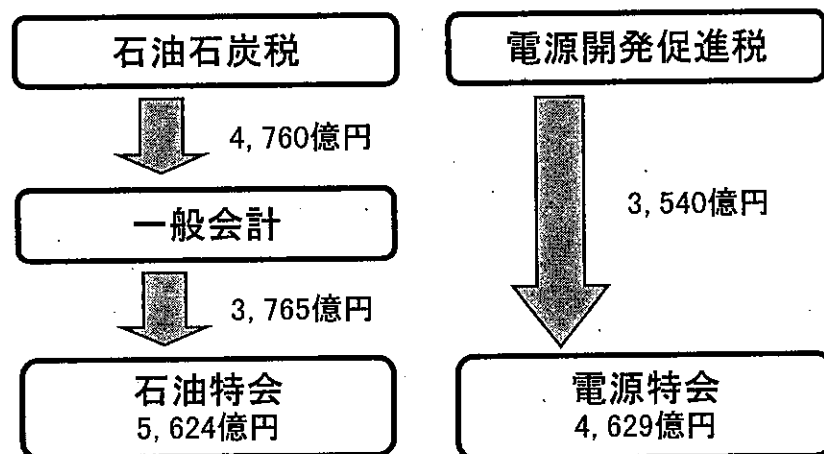
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（抜粋）

（電源開発促進対策特別会計及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の見直し）

第36条 電源開発促進対策特別会計及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計は、平成19年度において統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、合理化及び効率化を図るとともに、勘定を区分して経理することによりその運営の透明性を確保するものとする。

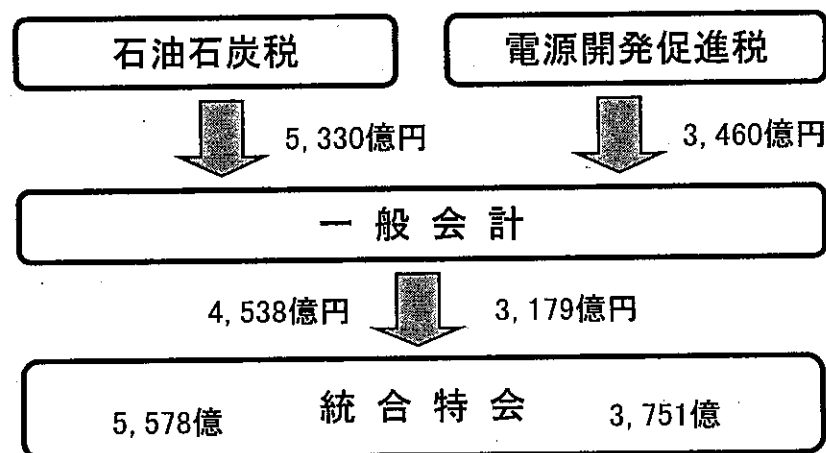
2 前項前段の統合に当たっては、電源開発促進税の収入は、一般会計の歳入に組み入れた上で、電源開発促進税法第1条に規定する措置（電源開発促進対策）に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、必要な金額を統合された特別会計に繰り入れるものとし、当該収入の一部について、電源開発促進税の課税の目的を踏まえ、電源開発促進対策に係る財政需要に照らして一般会計から当該特別会計に繰り入れることが必要となるまでの間、効果的な活用を図ることを可能とするものとする。

改正前 (18年度(2006)予算)



※一般会計繰入 595億円を含む。

改正後 (19年度(2007)予算)

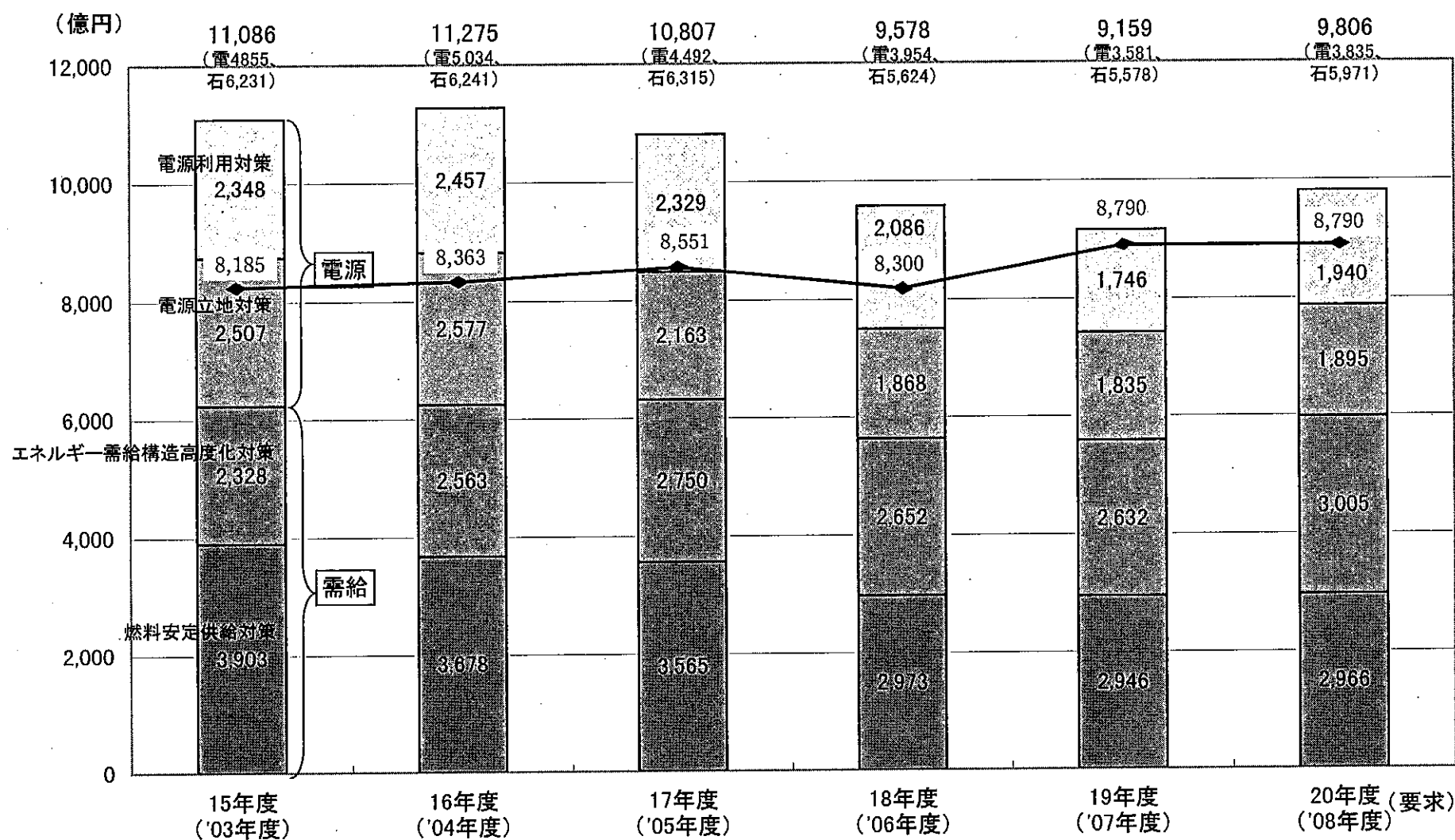


経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００６

エネルギー対策

- 一般会計で行うエネルギー関連事業については、ITER等の歳出増が予定されているが、「選択と集中」の一層の強化等に取り組み、今後５年間、名目伸び率ゼロ以下へ抑制する。
- 特別会計は、現在、その歳出が特定財源の水準を大幅に上回っていることから、今後厳しく歳出を見直していき、原則として歳出水準を特定財源税収の水準に見合うものとする。

エネルギー特会の歳出の推移(20年度(2008)予算要求ベース)



(注1) 石油備蓄関連事業(燃料安定供給対策)及び周辺地域整備資金受入(電源立地対策)相当額は除く。

(注2) 18年度(2006)における一般会計への繰入額(電源立地対策・電源利用対策)は除く。

(注3) 折れ線グラフは石油石炭税収及び電源開発促進税収の合計額の推移

省エネルギー事業の現状

プロジェクト名	予算額 (補助単価)		市場価格		普及台数 (補助台数)		補助割合	
	補助開始時	20年度要求 (2008)	補助開始時	18年度 (2006)	補助開始時	18年度 (2006)	補助開始時	18年度 (2006)
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器:電気 (エコキュート)(H14FY～)	54.7億円 (10.3万円)	120.0億円 (6.8万円)	60万円	50万円	4万台 (2万台)	83万台 (33万台)	約50%	約40%
潜熱回収型給湯器:ガス (エコジョーズ)(H14FY～)	65.6億円 の内数 (4.4万円)	60.9億円 の内数 (2.6万円)	35万円	29万円	1万台 (0.2万台)	48万台 (11万台)	約20%	約23%
ガスエンジン給湯器:ガス (エコウィル)(H15FY～)	76.6億円 の内数 (21.5万円)	60.9億円 の内数 (17.0万円)	61万円	58万円	0.5万台 (0.3万台)	4.7万台 (3.3万台)	約60%	約70%
高効率空調機 (H16FY～)	3.0億円	4.8億円	-	-	11万RT (0.2万RT)	34万RT (8万RT)	約2%	約24%

※潜熱回収型給湯器:石油(エコフィール)の補助開始は20年度(2008)概算要求から
 ※高効率空調機の「RT」(冷凍能力)は冷凍能力を表す単位。1RTは0℃の水を24時間で0℃の氷にする冷凍能力。
 ※高効率空調機の補助額は、価格差の1/3補助である。また、一般的な市場価格は無い。

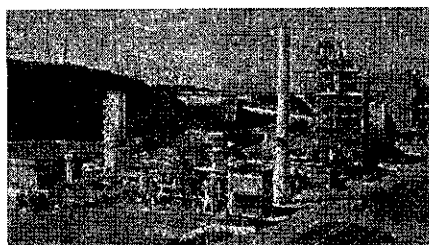
「Cool Earth 50」の実現に向けた革新的エネルギー技術開発の推進

平成20年度(2008)概算要求総額【772(443)】 (単位:億円)

(革新的エネルギー技術開発例)

ゼロエミッション石炭火力発電

- 高い発電効率と二酸化炭素の排出がほぼゼロ（ゼロエミッション）となる革新的石炭火力発電【48(20)】
- 発生した二酸化炭素を分離・回収して、地中に貯留する技術開発【25.7(28.1)】



燃料電池

- 自動車用、家庭用、業務用等に利用される固体高分子形燃料電池（PEFC）の実用化・普及に向けた研究開発【70(51)】
- 燃料電池自動車の本格的な実用化・普及に不可欠な水素を高効率に貯蔵・輸送するための水素貯蔵技術【10(7.6)】



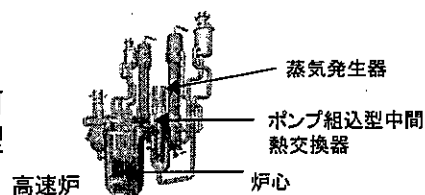
革新的太陽光発電

- 変換効率40%を越える高効率の革新型太陽光発電に係る画期的な技術開発【20(0)】



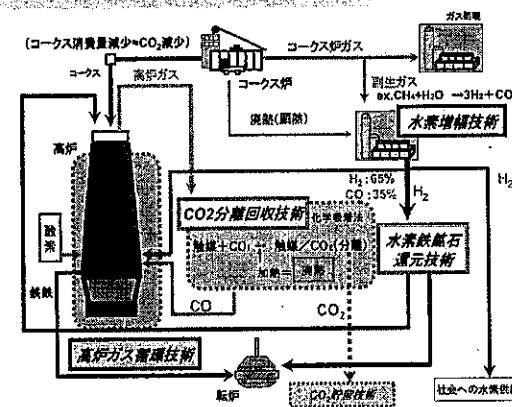
先進的な原子力発電

- ウラン資源の利用効率を飛躍的に高め、ほぼ無限の国産エネルギーの獲得につながる高速炉サイクル技術【75(35.5)】
- 国内外の原子炉の代替需要に備えて開発が必要な、経済性、信頼性、安全性を向上させた次世代軽水炉【15(0)】
- 途上国や島嶼国等における発電需要等に対応可能なコンパクトな中小型炉【8(0)】

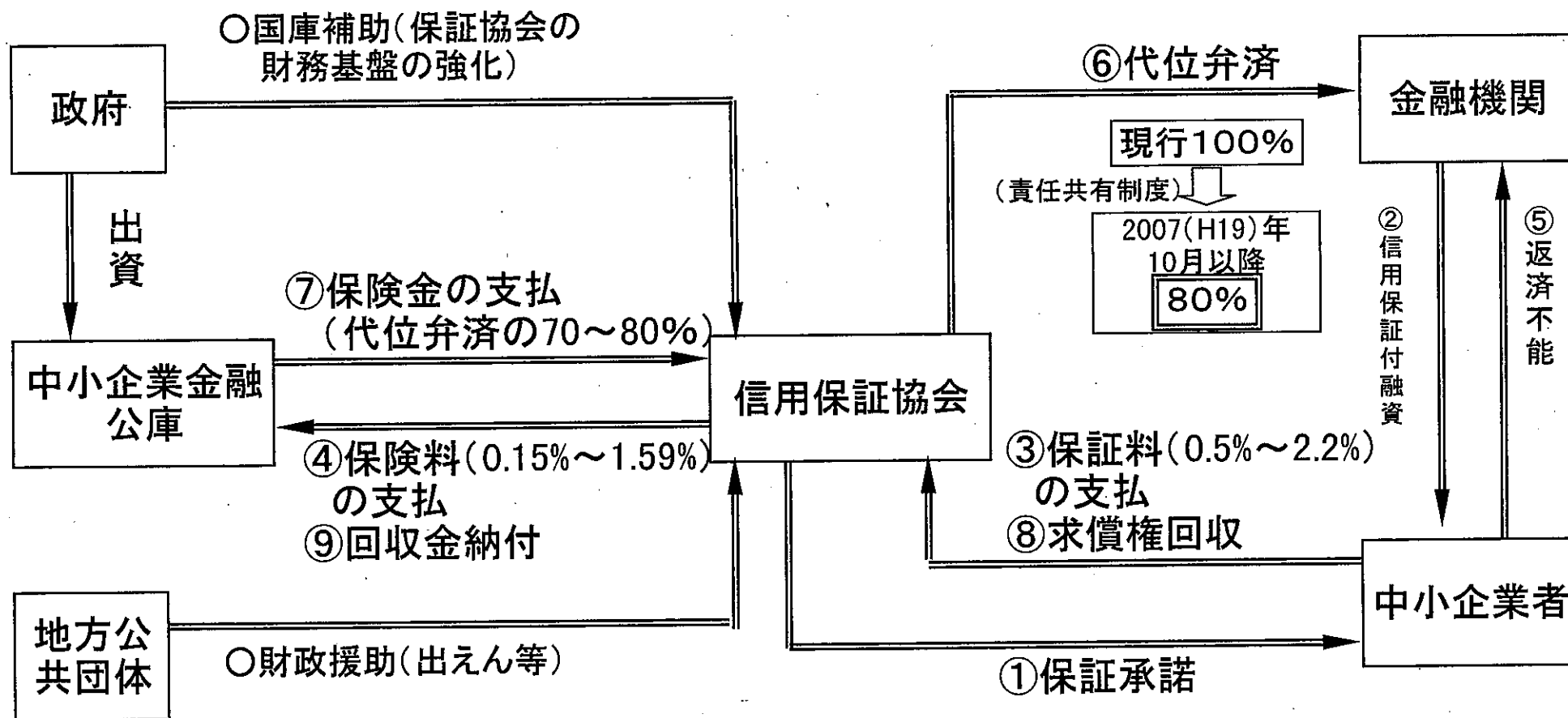


省エネルギー

- 高炉ガスからの効率的な二酸化炭素分離と炭素の有効活用及び水素還元を活用した革新的製鉄プロセスの開発【6.0(0)】



中小企業信用保証制度の概要



(注) 上記の保険料、保険金のてん補率及び保証料は、普通保険に係る保証のケース
保険料、保証料率は、2006(H18)年4月よりリスク考慮型料率体系に変更している。

(出典) 中小企業庁資料

信用保険部門の決算推移

(単位: 億円)

		1998 (H10) 年度	1999 (H11) 年度	2000 (H12) 年度	2001 (H13) 年度	2002 (H14) 年度	2003 (H15) 年度	2004 (H16) 年度	2005 (H17) 年度	2006 (H18) 年度	2007(H19) 年度 (予算)
保 険 収 支	一般保証	▲ 2,135	▲ 1,277	▲ 1,773	▲ 2,205	▲ 2,524	▲ 1,793	▲ 860	▲ 381	▲ 625	▲ 623
	セーフティネット保証	—	—	▲ 123	▲ 129	▲ 125	▲ 213	▲ 460	▲ 672	▲ 766	▲ 854
	特別保証	252	▲ 817	▲ 2,609	▲ 3,463	▲ 3,399	▲ 2,318	▲ 1,240	▲ 623	▲ 331	▲ 339
計		▲ 1,883	▲ 2,093	▲ 4,504	▲ 5,796	▲ 6,048	▲ 4,324	▲ 2,560	▲ 1,676	▲ 1,722	▲ 1,816
政府出資金等	当初予算	113	175	181	261	290	380	380	380	365	324
	補正予算	3,185	3,190	5,806	1,437	3,748	592	(注) 3,268	522	550	
	[うち安定化]	[1,803]	[3,150]	[4,500]	[510]	[1,636]					
計		3,298	3,365	5,988	1,698	4,038	972	3,648	902	915	324
信用保険準備基金残高		7,223	8,747	10,009	5,754	3,713	592	1,683	954	115	
融資基金残高		7,477	7,477	7,477	7,477	7,473	7,468	6,737	6,732	6,732	

(注) 2004(H16)年度の補正予算欄の3,268億円のうち2,525億円は、業務承継時に旧中小企業総合事業団高度化等勘定から承継したものである。

(出典) 中小企業金融公庫資料

倒産件数の推移

年度	企業数(年度末現在)	倒産件数(下期)	倒産割合(%)
10下期	4,893,027	7,296	0.2982
11下期	4,814,088	8,872	0.3686
12下期	4,740,056	9,271	0.3912
13下期	4,642,222	10,146	0.4371
14下期	4,520,588	9,044	0.4001
15下期	4,398,954	7,283	0.3311
16下期	4,277,316	6,473	0.3027
17下期	4,155,678	6,782	0.3264
18下期	4,034,040	6,806	0.3374

(注)①「企業数」は、各年版中小企業白書の付属統計資料中の「産業別規模別事業所・企業数(民営)」を再編加工したもの。

②「倒産件数」は、東京商工リサーチ「倒産月報」。

③倒産割合は年率換算。

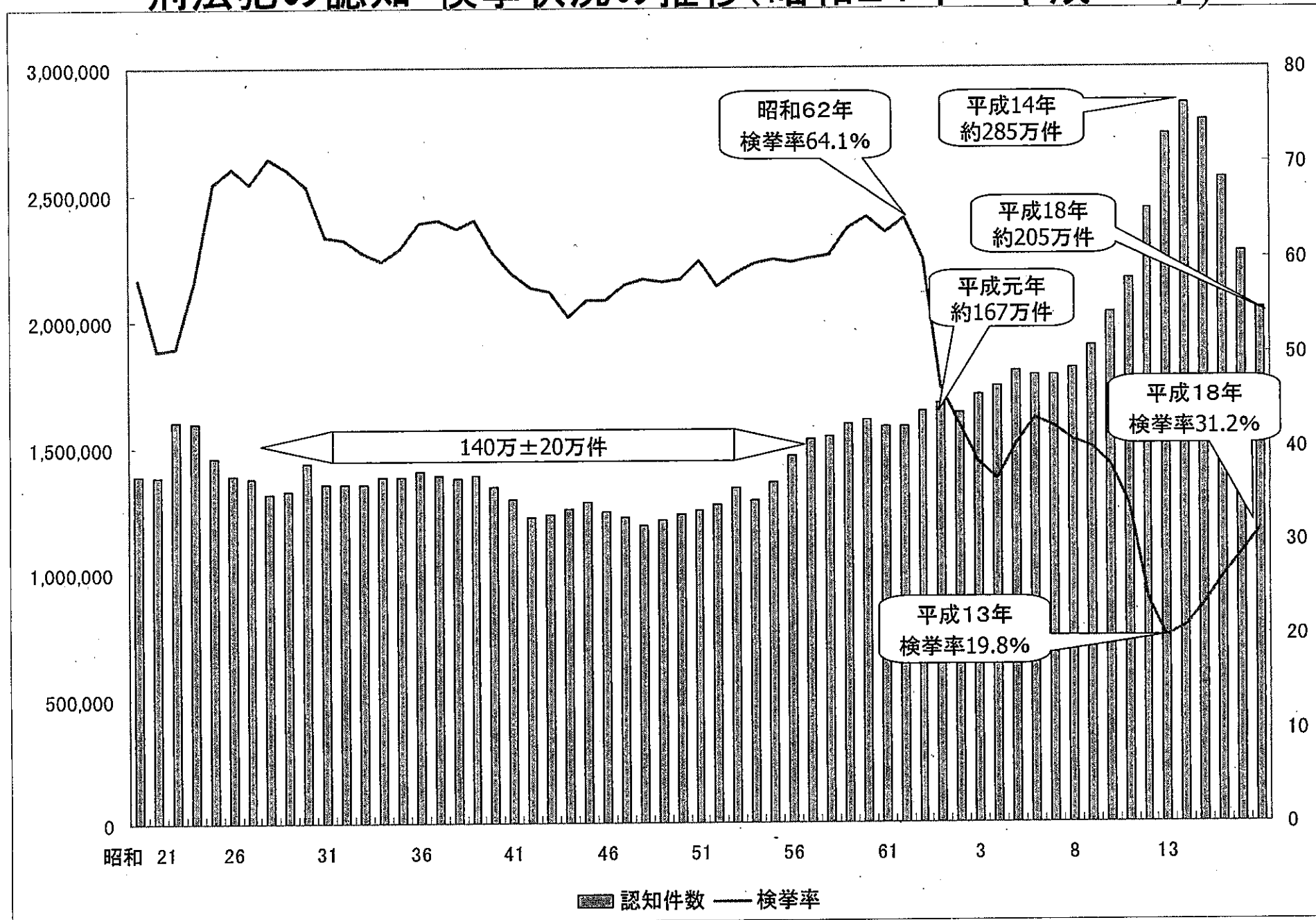
信用保証制度改革の推移

年度	項目	主な制度改革	改正内容及び計画
1998(H10)年度	・安定化特別保証制度の実施(20兆円)		1998(H10)年度15兆円、1999(H11)年度5兆円
	・保険引受限度額の引上げ		無担保保険 3,500万円→5,000万円 特別小口保険750万円→1,000万円
1999(H11)年度	・安定化特別保証制度の拡充(20兆円→30兆円)		1999(H11)年度5兆円、2000(H12)年度5兆円の保証枠を追加 取扱期間の1年延長(2001(H13)年3月末まで)
2000(H12)年度	・無担保保険の限度上げ		保険限度額 5,000万円→8,000万円
2002(H14)年度	・保険料率の引上げ		無担保保険0.46%→0.57%、特別小口0.33%→0.40%等
	・セーフティネット保証(7, 8号)の拡充		7号 金融機関経営合理化に伴う金融取引制限 8号 RCC等への債権譲渡
2003(H15)年度	・保険料率の引上げ		普通0.57%→0.87%、無担保 0.57%→0.87%等
2005(H17)年度	・求償権の放棄・不等価譲渡		
2006(H18)年度	・保証料率弾力化(中小企業者の財務内容その他の経営 状況に応じた料率体系)の実施		
	・第三者保証人の原則非徴求		
2007(H19)年度	・責任共有制度の導入		

(出典)中小企業金融公庫資料

刑法犯の認知・検挙状況の推移(昭和21年～平成18年)

[資料Ⅱ-13-1]



治安と予算

＜19年度(2007)予算と職員数＞ 単位: 億円、人

	人件費	物件費	施設費	合計	職員数
警察庁	1,020	1,252	333	2,605	8,187
都道府県警察	27,395	3,550	2,335	33,280	281,696
警察計	-	-	-	35,274	289,883

(注1)都道府県警察予算には警察庁からの補助金611億円が含まれている。
(注2)都道府県警察の職員数は、各都道府県の条例で定める定員である。

	人件費	物件費	施設費	合計	職員数
入国管理	236	179	17	415	3,140

	人件費	物件費	施設費	合計	職員数
検察	905	148	77	1,130	11,580

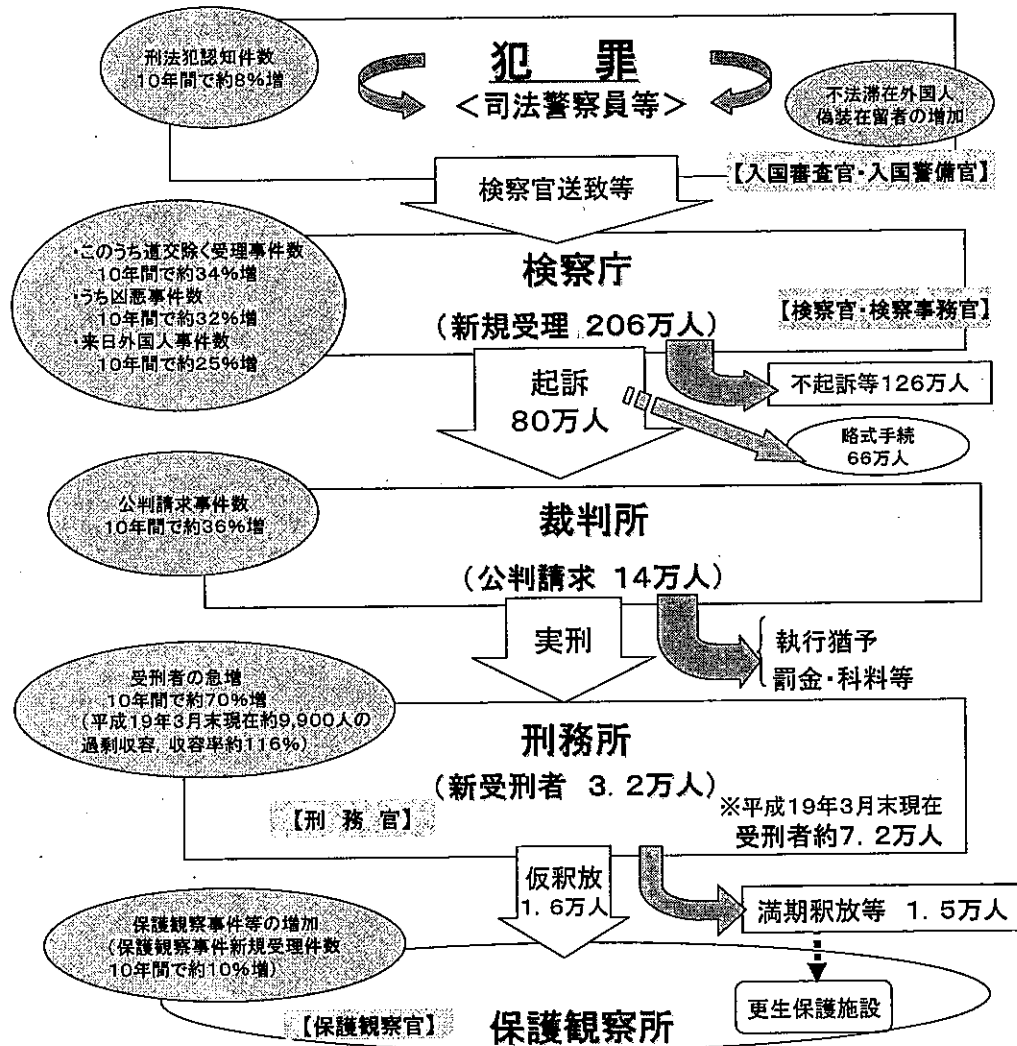
	人件費	物件費	施設費	合計	職員数
裁判所	562	71	67	699	25,502

(注)人件費及び施設費は、いくつかの庁をサンプルとして刑事担当職員数をもとに裁判所予算を按分(約30%)したもの。物件費は裁判所予算のうち刑事関係のもの。職員数は裁判所全体。

	人件費	物件費	施設費	合計	職員数
矯正	1,551	696	112	2,359	22,142

	人件費	物件費	施設費	合計	職員数
保護	120	93	5	218	1,453

(注)上記職員数は法務省職員のみ。このほか、無給の非常勤公務員の保護司 48,427人がおり、物件費の中から保護司実費弁償金として60億円が予算措置されている。



刑事司法システム全体の機能強化

(注)平成18年(2006)の数値による。